

# ニセコ町森林ビジョン実行計画

令和6年3月

北海道ニセコ町



## 目次

第1章	ニセコ町森林ビジョン実行計画とは.....	1
1.	実行計画の趣旨.....	1
2.	計画の基本的事項.....	1
3.	計画の位置付け.....	2
4.	計画の策定方法.....	3
5.	5年後の目指す姿.....	3
第2章	森林の現況とこれまでの取組・課題.....	4
1.	ニセコ町の森林を取り巻く状況.....	4
2.	これまでの取組と課題.....	13
第3章	実行計画の目標と取組.....	15
1.	基本方針毎の目標.....	15
2.	基本方針毎の取組.....	16
第4章	実行計画の施策体系.....	37
第5章	実行計画の推進にむけて.....	38
1.	各主体の役割と推進体制.....	38
2.	進捗管理.....	38
第6章	参考資料.....	39
1.	ニセコ町森林ビジョン（概要版）.....	39
2.	ニセコ町森林ビジョン実行計画づくり会議.....	42
3.	ニセコ町の社会動向.....	45
4.	森林づくりに関する社会的動向.....	47

## 用語集



# 第1章 二セコ町森林ビジョン実行計画とは

## 1. 実行計画の趣旨

「二セコ町森林ビジョン実行計画」は、「二セコ町森林ビジョン」<sup>1</sup>が掲げる将来像をより具体性・実効性のあるものにするためのアクションプランとして策定します。

## 2. 計画の基本的事項

### (1)計画期間

本実行計画の計画期間は令和6年度(2024年度)から令和10年度(2028年度)までの5年間とします。

なお、社会情勢の変化などに適切に対応していくため、進捗状況を点検するものとします。

### (2)対象とする森林

本計画の対象は、二セコ町内全域の森林とします。

---

<sup>1</sup> **二セコ町森林ビジョン(39ページ参照)** 町の森林施策に関する指針を担うもので、目指すべき将来像や取組の方向性を示したものである。森林ビジョンでは、20年後、50年後の本町において理想とされる森林の将来像を想定しつつ、今後の基本的な方向性を示している。

### 3. 計画の位置付け

町では、森林が健全に維持や管理され、森林資源を持続可能な形で地域経済の活性化や循環に結び付けていくため、森林づくりの基本理念や方向性を示すために、令和3年(2021年)8月に「ニセコ町森林ビジョン」を策定しています。

ニセコ町森林ビジョン実行計画は、この森林ビジョンで掲げられたニセコ共生循環の森林づくりに示す「50年後の将来像」や「20年後の将来像」(図1-2を参照)を見据えるとともに、20年後の中間に当たる「10年後の姿」も考慮し、ビジョンをより実効性のあるものにするためのアクションプランとして策定するものです。

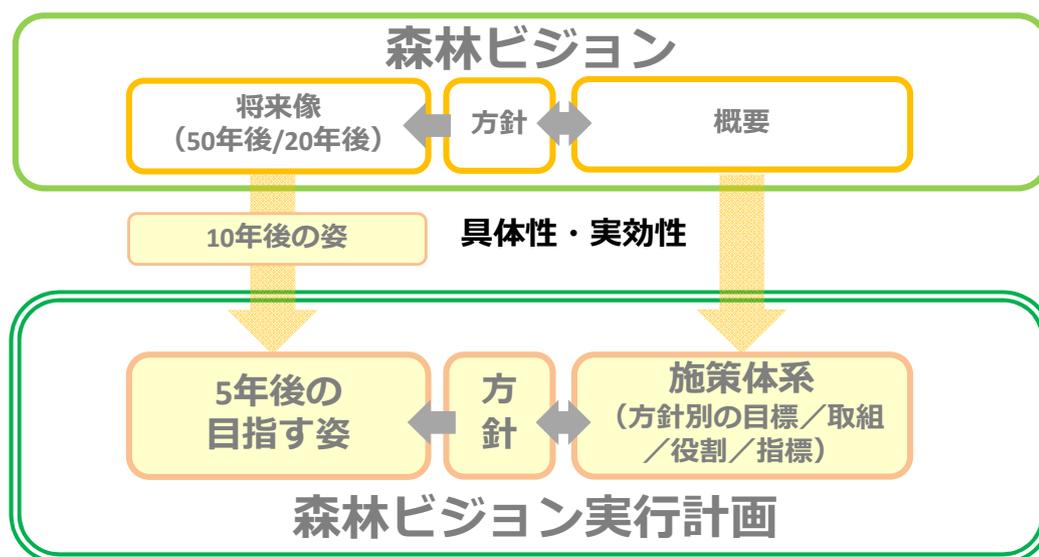


図 1-1 森林ビジョン・森林ビジョン実行計画の関係

### 「ニセコ共生循環の森林づくり」

**50年後の将来像**

- 森林は、人々や多くの野生生物、風景や水資源を育み、互いに支え合う存在となっています。
- 森林の位置付けや役割、法制、慣習などの変化に対応しながら、調和が図られた森林の育成と利用を行い、将来世代に引き継がれています。

**20年後の将来像**

- 地域特性や利用状況に応じ、森林の管理が行われています。
- 森林がもたらす様々な資源が活用されています。
- 森林の循環を支える産業が地域に根付いています。
- 森林の状況が町民に理解され、森林資源を活かした参加型の活動が行われています。

図 1-2 森林ビジョンで示す20年後、50年後の将来像

## 4. 計画の策定方法

計画の策定に当たり、現在の取組状況や課題、今後取り組むべき内容の検討において、森林に関する有識者で構成される「ニセコ町森林ビジョン実行計画づくり会議<sup>2</sup>」で協議したほか、「ニセコ町まちづくり町民講座」の開催やパブリックコメントの手続きにより、町民などから意見を聴取しました。

## 5. 5年後の目指す姿

「森林ビジョン」では、5つの基本方針（①森林環境の整備・保全、②森林資源の利活用、③事業者の育成、④森林空間の活用、⑤情報の発信と参加）に取り組むことで、私たちの目指す森林づくりに近づいていくこととしています。

この森林ビジョンの具体性・実効性を高める視点で議論をしてきた実行計画づくり会議では、委員から以下のような意見がありました。

- 森林のあるべき姿や関わり方は、社会情勢により変化する。時代背景により、植栽<sup>3</sup>で優先される樹種や方法も変化するし、伐採・製材・加工される木材の価格も変化する。
- 森林は、所有者の目的や、林業事業者<sup>4</sup>の施業方法、針葉樹<sup>5</sup>と広葉樹<sup>6</sup>など樹種による活用の仕方によって、森林の整備・保全・利活用は、多種多様な取組がある。
- 本町の地域資源・観光資源として、森林は重要な要素である。
- 森林づくりには、長期の視点とその理解・認識の共有が重要である。

そこで、「森林ビジョン」で目指す「ニセコ共生循環の森林づくり」について、5年後の目指す姿を以下のように設定しました。

**「ニセコ共生循環の森林づくり」を目指した、  
変化の時代に、多様性をもって、  
共生し続ける道を追求する森林づくりへの第一歩を踏み出す**

<sup>2</sup> ニセコ町森林ビジョン実行計画づくり会議（42ページ参照）

<sup>3</sup> 植栽 苗木を植え付けること。

<sup>4</sup> 林業事業者 南しりべし森林組合、ようてい森林組合、有限会社川原種苗、合同会社Hikobayu、株式会社ニセコ雪森考舎などをいう。

<sup>5</sup> 針葉樹 トドマツ、カラマツなど、細かくとがった葉を持った樹木。

<sup>6</sup> 広葉樹 シラカンバ、ミズナラ、サクラなど、広く平たい葉を持った樹木。

## 第2章 森林の現況とこれまでの取組・課題

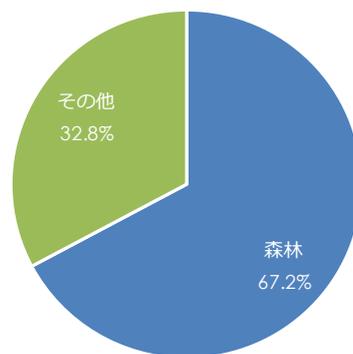
### 1. ニセコ町の森林を取り巻く状況

#### (1) 森林面積

土地の総面積は 19,713ha あり、そのうち森林面積は 13,245ha で総面積の 67.2%を占めています。

区分	面積	割合
森林	13,245	67.2%
その他	6,468	32.8%
総面積	19,713	100.0%

※四捨五入により合計値が合わないことがあります



出典：ニセコ町統計資料「数字で見るニセコ」2023年5月版

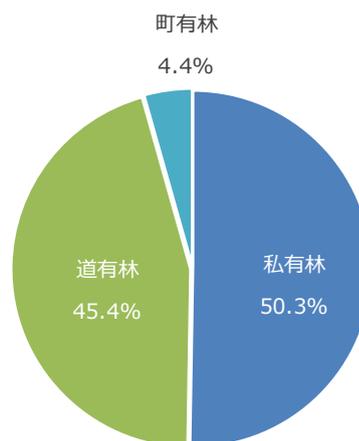
図 2-1 森林面積とその割合

#### (2) 所有者区分別森林面積

私有林が最も多く 6,658ha (50.3%)、道有林<sup>7</sup>が 6,010ha (45.4%)、町有林が 577ha (4.4%) となっています。国有林<sup>8</sup>が無いことが特徴です。

区分	面積(ha)	割合
民有林	私有林	6,658 50.3%
	道有林	6,010 45.4%
	町有林	577 4.4%
国有林	0	0.0%
総数	13,245	100.0%

※四捨五入により合計値が合わないことがあります



出典：ニセコ町統計資料「数字で見るニセコ」2023年5月版

図 2-2 所有者区分別森林面積とその割合

<sup>7</sup> 道有林 北海道が所有し、整備及び管理をしている森林のこと。道有林の面積は北海道全体で約61万ha。

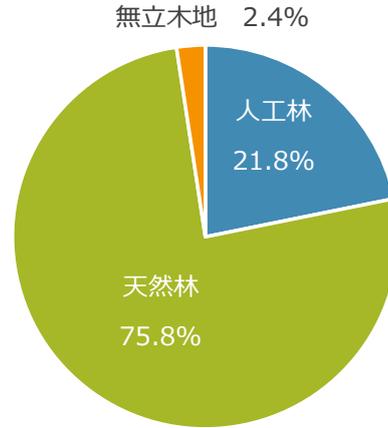
<sup>8</sup> 国有林 国が所有する森林のこと。大半は林野庁の管轄だが、文部科学省、財務省などが管轄するものもある。

### (3) 人工林<sup>9</sup>・天然林<sup>10</sup>等の面積

森林を林種別に見ると、人工林は2,885ha（21.8%）で、天然林は10,041ha（75.8%）となっています。

林種	面積(ha)	割合
人工林	2,885	21.8%
天然林	10,041	75.8%
無立木地	319	2.4%
総数（森林）	13,245	100.0%

※四捨五入により合計値が合わないことがあります

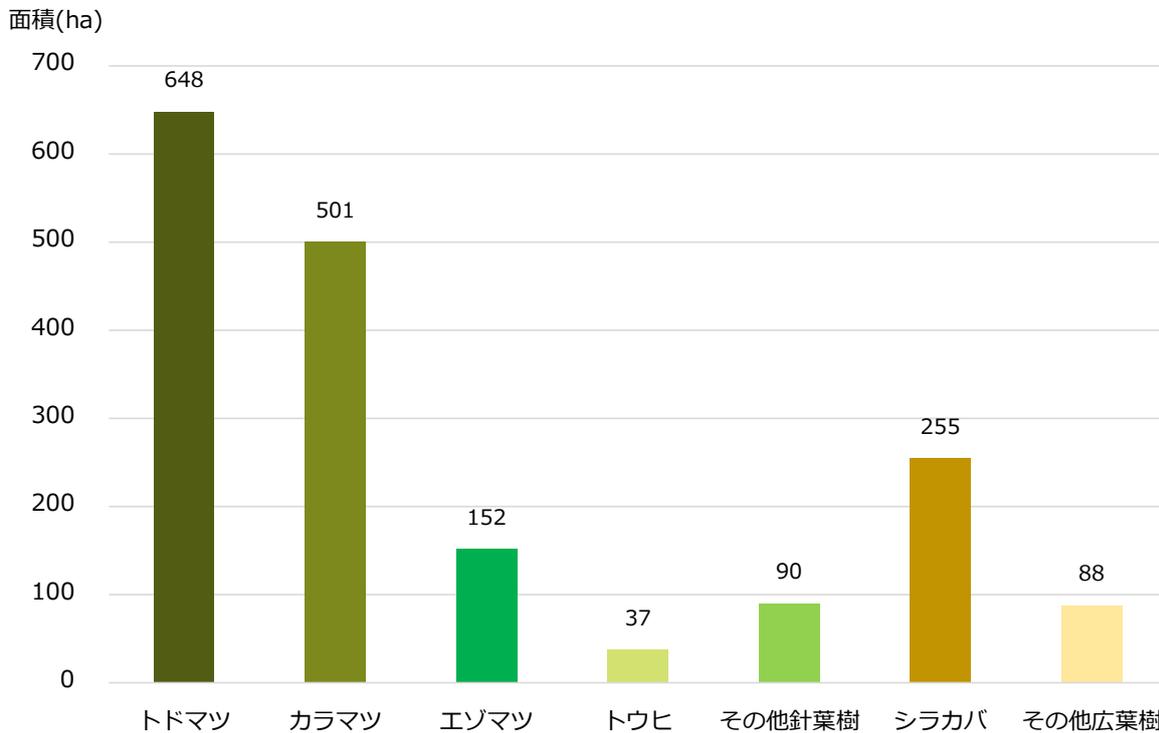


出典：ニセコ町統計資料「数字で見るニセコ」2023年5月版

図 2-3 人工林・天然林等の面積とその割合

### (4) 樹種構成

人工林の樹種構成は、樹種別面積ではトドマツが648haと最も多く、次いでカラマツが501haとなっています。人工林には広葉樹も見られ、町の木であるシラカバが255haを占めています。



出典：ニセコ町資料「林種・樹種・林相別森林資源構成表(2024年1月11日)」をもとに作成

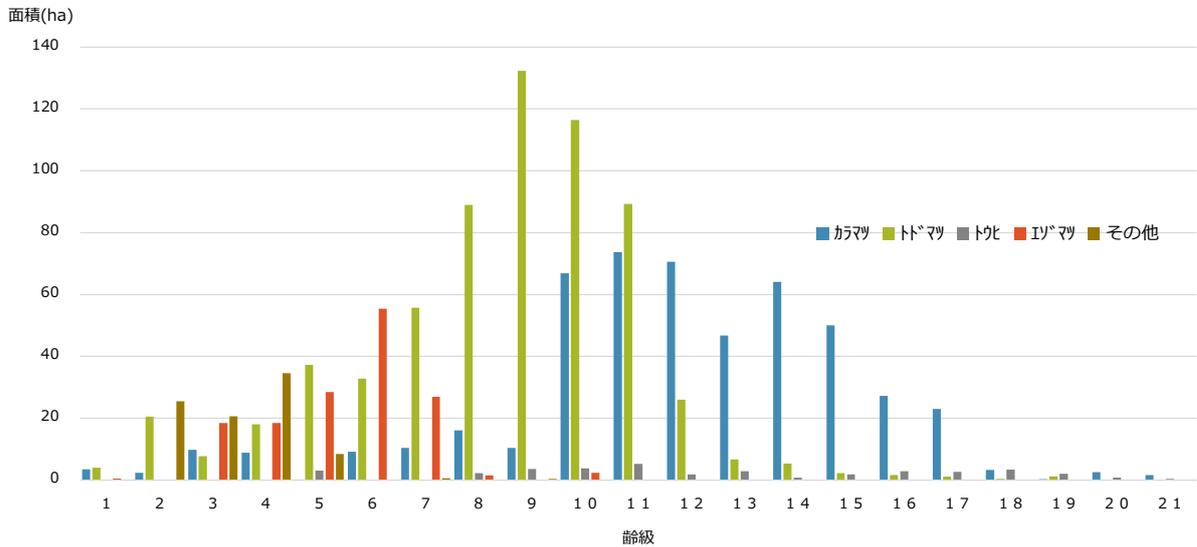
図 2-4 人工林樹種別面積

<sup>9</sup> **人工林** 更新・植栽段階を人為的に行い成立した森林。全森林面積のうち、日本では約40%、北海道では約27%を占める。

<sup>10</sup> **天然林** 成立過程が主として自然の力による森林。伐採や苗木の植栽等、人の手が入っても、天然林と呼ぶことがある。

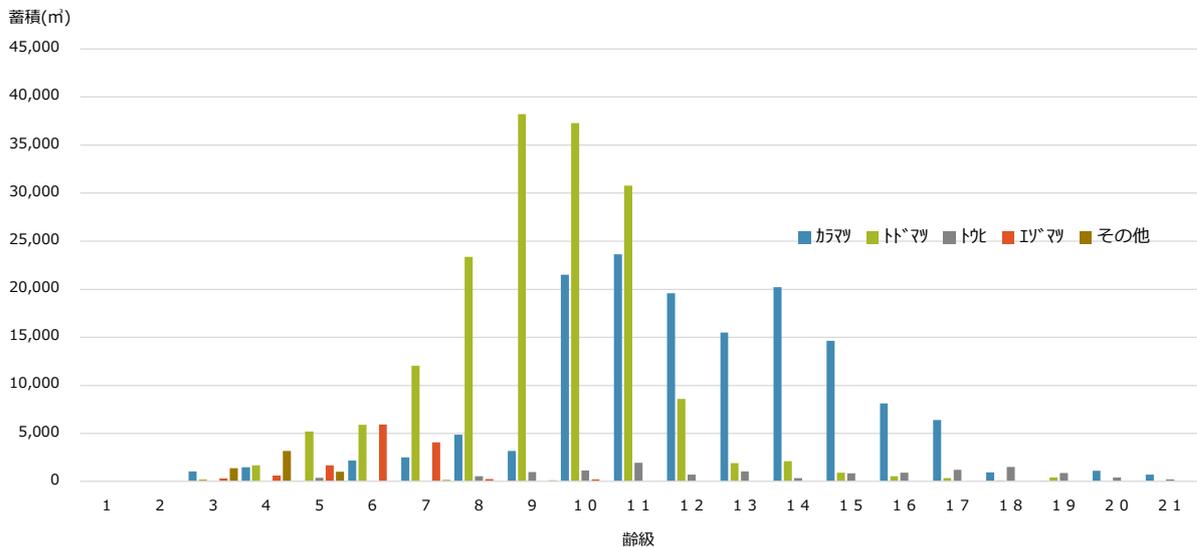
### (5) 人工林針葉樹の樹種別齢級<sup>11</sup>別面積・蓄積<sup>12</sup>状況

針葉樹では、面積・蓄積ともに、カラマツが10～16 齢級（林齢<sup>13</sup>46～80 年）に、トドマツは7～11 齢級（林齢 31～55 年）に、エゾマツは3～7 齢級（林齢 11～35 年）に、それぞれ集中しています。



出典：ニセコ町資料「林種・樹種・林相別森林資源構成表(2024年1月11日)」をもとに作成

図 2-5 人工林針葉樹の樹種別齢級別面積



出典：ニセコ町資料「林種・樹種・林相別森林資源構成表(2024年1月11日)」をもとに作成

図 2-6 人工林針葉樹の樹種別齢級別蓄積

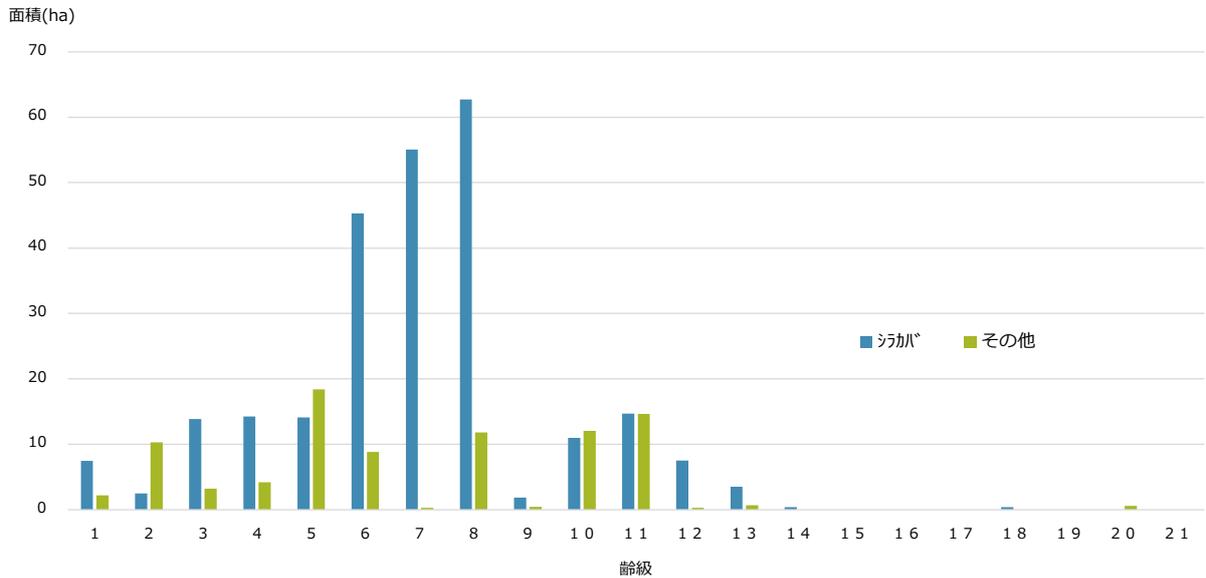
<sup>11</sup> 齢級 林齢を5年の幅でくくった単位。苗木を植栽した年を1年生として、1～5年生を1齢級と数える。

<sup>12</sup> 蓄積 樹木の体積のこと。

<sup>13</sup> 林齢 森林の年齢。人工林では、苗木を植栽した年度を1年生とし、以後、2年生、3年生と数える。

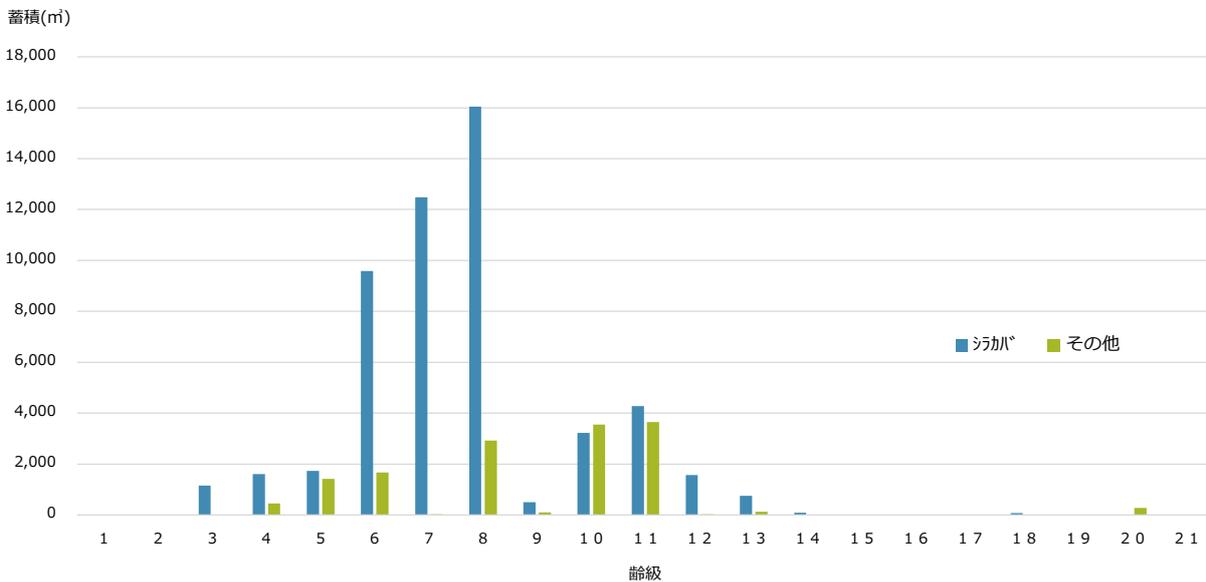
## (6) 人工林広葉樹の樹種別齢級別面積・蓄積状況

シラカバは6～8 齢級（林齢 26～40 年）に集中しており、標準伐期齢が短い（30 年）ため、伐期を迎えている木が多くを占めています。



出典：二セコ町資料「林種・樹種・林相別森林資源構成表(2024年1月11日)」をもとに作成

図 2-7 人工林広葉樹の樹種別齢級別面積

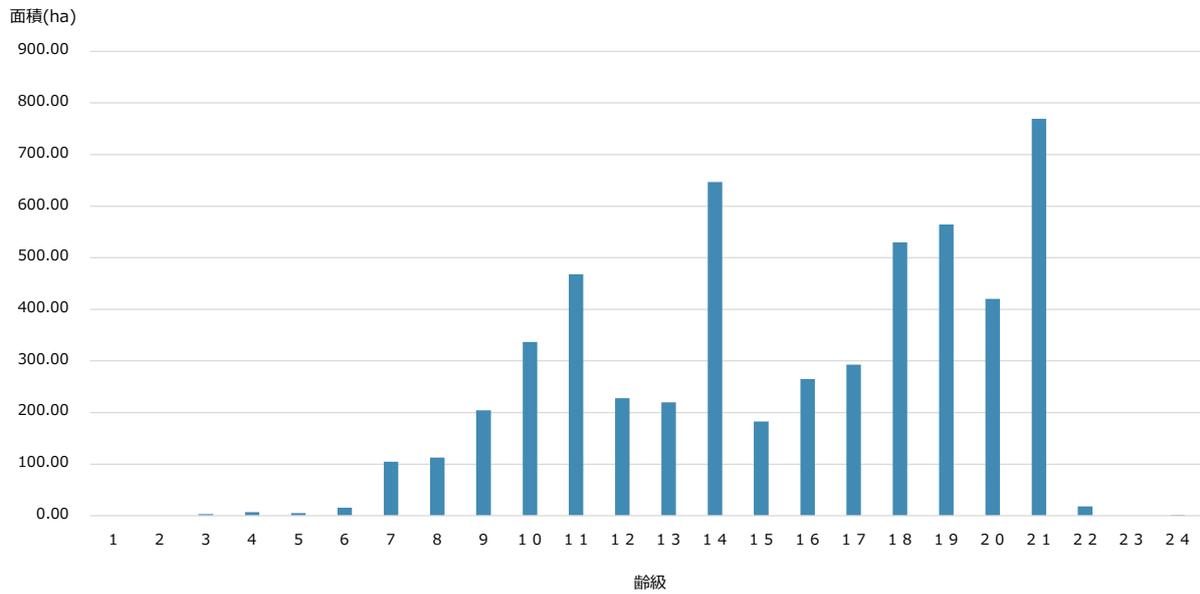


出典：二セコ町資料「林種・樹種・林相別森林資源構成表(2024年1月11日)」をもとに作成

図 2-8 人工林広葉樹の樹種別齢級別蓄積

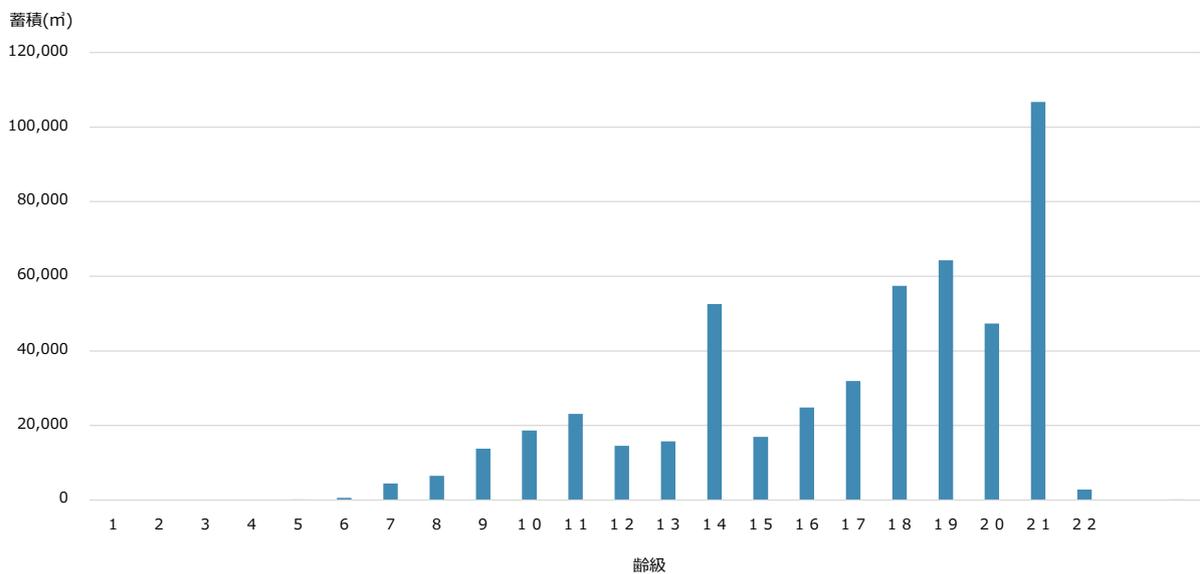
### (7) 天然林広葉樹の樹種別齢級別面積・蓄積状況

天然林のほとんどは、7~19 齢級（林齢 31~95 年）に分布しています。一方で、1~6 齢級（林齢 1~30 年）の面積は多くありません。



出典：二セコ町資料「林種・樹種・林相別森林資源構成表(2024年1月11日)」をもとに作成

図 2-9 天然林広葉樹の齢級別面積

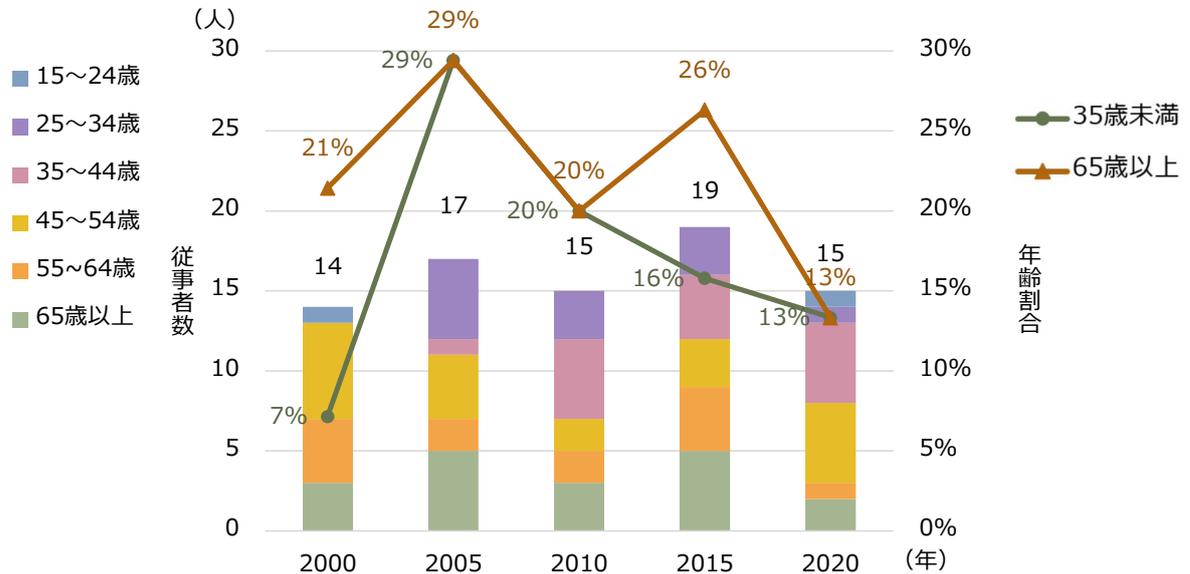


出典：二セコ町資料「林種・樹種・林相別森林資源構成表(2024年1月11日)」をもとに作成

図 2-10 天然林広葉樹の齢級別蓄積

## (8) 林業従事者

林業従事者数は、15人から20人の間で推移しています。その中で、65歳以上の割合は上下しつつも減少傾向にあります。また、35歳未満の従事者数も減少傾向にあります。35歳から54歳までの年代で増加が見られています。



出典：令和2年国勢調査「就業状態等基本集計」

図 2-1-1 二セコ町の年齢別林業従事者数の推移

## (9) 不在村所有者<sup>14</sup>等の森林所有者の問題

町内には、1970年代から1980年代にかけて山林や原野などの土地を「将来高値で売れる」などと勧誘して購入させる「原野商法」により細分化された土地が多数あります。また、その多くの森林が不在村所有者や所有者不明となっており、現在まで適切な森林整備などが行われなまま放置されています。また、これらの土地は、町有林や私有林の間に点在しており、森林の集約化・団地化や路網<sup>15</sup>の整備に支障をきたしています。



図 2-1-2 細分化された森林

<sup>14</sup> 不在村所有者 山林の所在地と山林所有者の居住地が同一市区町村内でない所有者のことをいう。

<sup>15</sup> 路網 森林内にある公道、林道、作業道の総称、又はそれらを適切に組み合わせたもの。

## (10) 森林整備計画<sup>16</sup>マップ

町では、森林法に基づき作成するニセコ町森林整備計画において、森林の区域ごとの望ましい森林の姿や森林の整備の基本方針を定め、その区域を示すゾーニングマップ(森林整備計画概要図)を作成しています。

森林の各エリアの自然条件や社会的ニーズは多様であり、森林に求められる機能は複雑に絡み合っています。そのような中で、森林の多面的機能<sup>17</sup>の中でも重視される機能に絞ってマッピングし、その目的に合った森林管理・整備を行うことが重要です。そのため町では、一般民有林<sup>18</sup>において、それぞれ優先する森林の機能が効果的に発揮されるように、ゾーニングにもとづく森林整備を進めていくこととしています。

なお、次ページ以降の森林整備計画概要図で示される森林の各区域の概要は以下のとおりです。

表 2-1 森林の区域と概要

区域等	概要
市町村界	市町村の境界
林班界	森林の尾根・沢・河川・林道等の自然地形を利用して設定された固定的な境界
水源涵養 <sup>19</sup> 林	水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
水資源保全ゾーン	水資源の安定供給のために特に保全が求められる森林
山地災害防止林	土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の維持増進を図る森林
生活環境保全林	快適な環境の形成の機能の維持増進を図る森林
保健文化機能等維持林	保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性 <sup>20</sup> 保全機能の維持増進を図る森林
生物多様性ゾーン(保護地域)	貴重な森林生態系 <sup>21</sup> を維持し特に保全が求められる森林
木材等生産林	木材の生産機能の維持増進を図るための森林整備を推進すべき森林

<sup>16</sup> **森林整備計画** 地域森林計画の対象となる民有林が所在する市町村が5年ごとに作成する10年間の計画であり、町における森林関連施策の方向や森林所有者が行う伐採や造林等の森林施業に関する指針等を定めるもので、適切な森林整備を推進することを目的とするもの。町では令和5年(2023年)4月1日始期の計画を定めている。

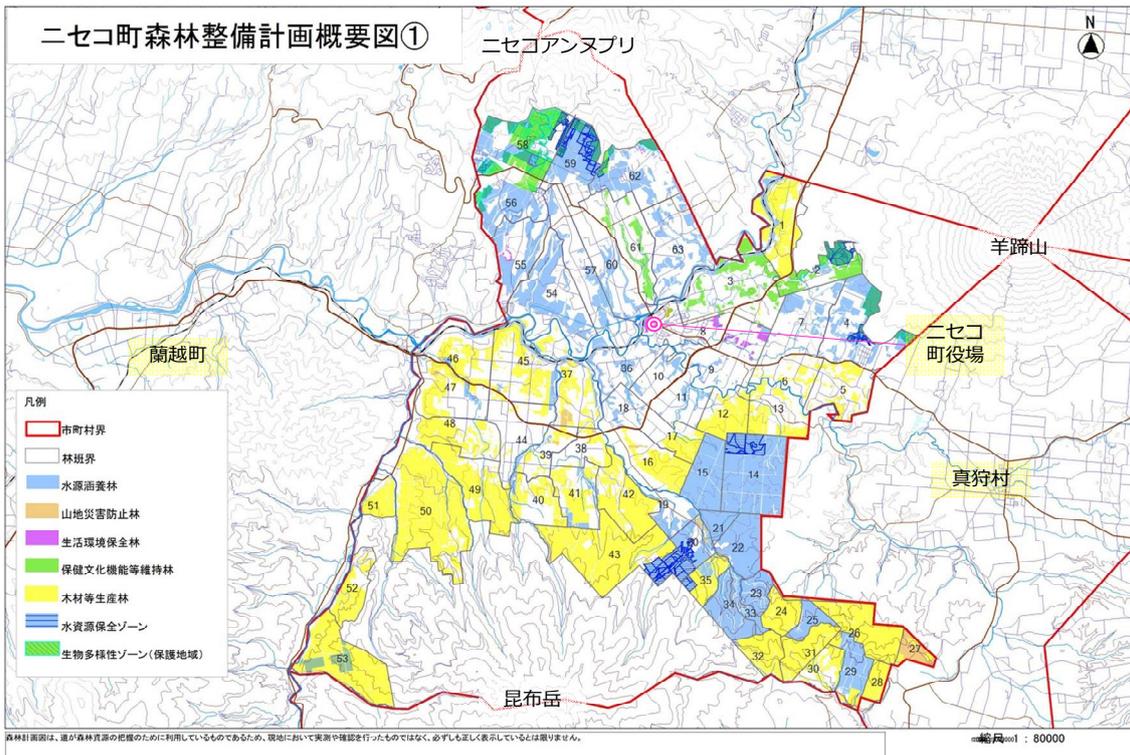
<sup>17</sup> **多面的機能** 水源涵養、国土保全機能、地球環境保全機能など、森林がもつ様々な機能のこと。

<sup>18</sup> **一般民有林** 民有林のうち道有林を除いた森林で、市町村や個人、法人などが所有する森林のこと。

<sup>19</sup> **水源涵養** 森林は、裸地や草地よりも深く土壌を形成する。この土壌が降水を一時的に貯留し、河川へ流れ込む量を平準して洪水を緩和するとともに、その水質を改善する機能のこと。

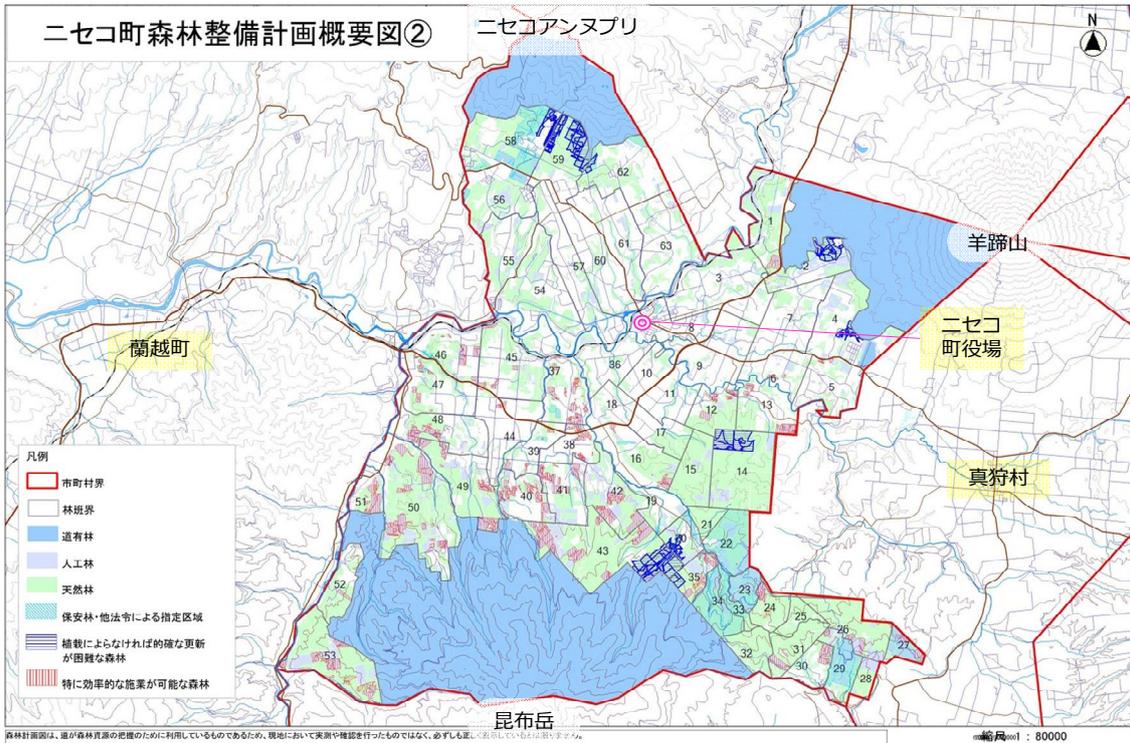
<sup>20</sup> **生物多様性** 遺伝子・生物種・生態系それぞれのレベルで多様な生物が存在していること。

<sup>21</sup> **森林生態系** 樹木を中心とする多くの植物や、その環境に生きる様々な動物や微生物によって構成されるシステムのこと。



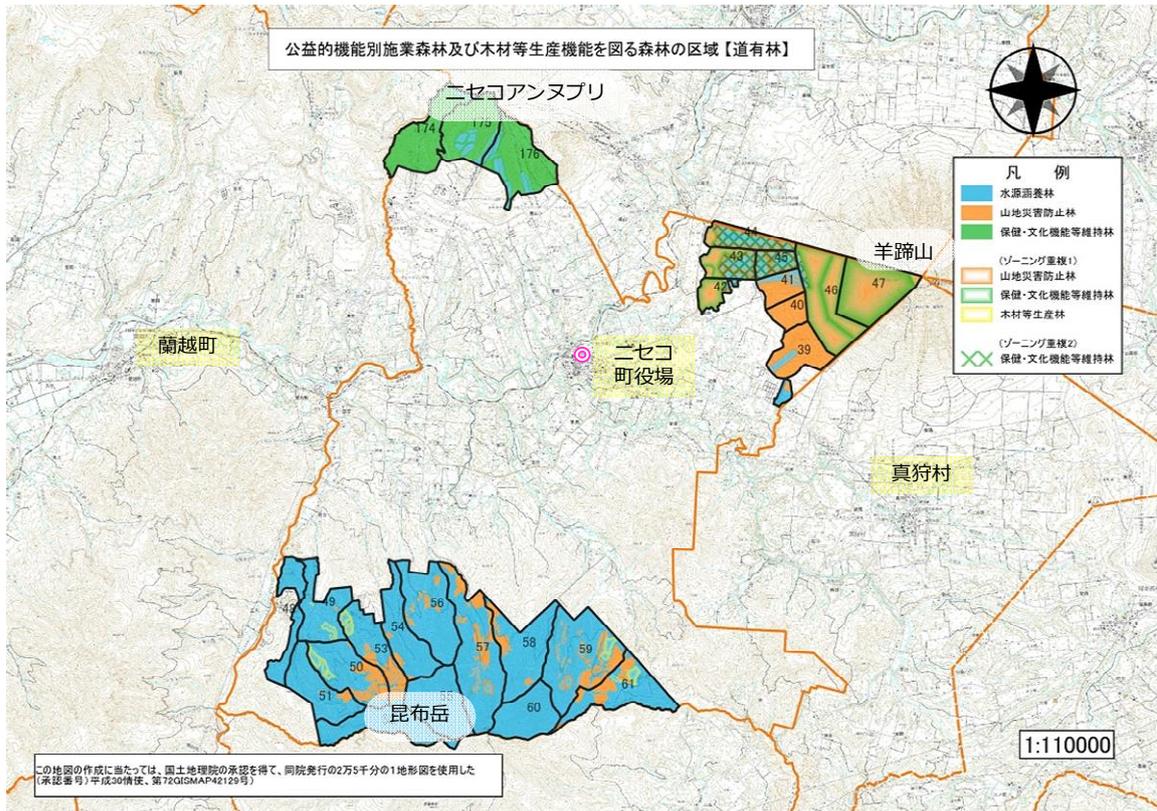
出典：ニセコ町森林整備計画書(令和5年4月1日策定)

図 2-13 森林整備計画概要図(一般民有林)



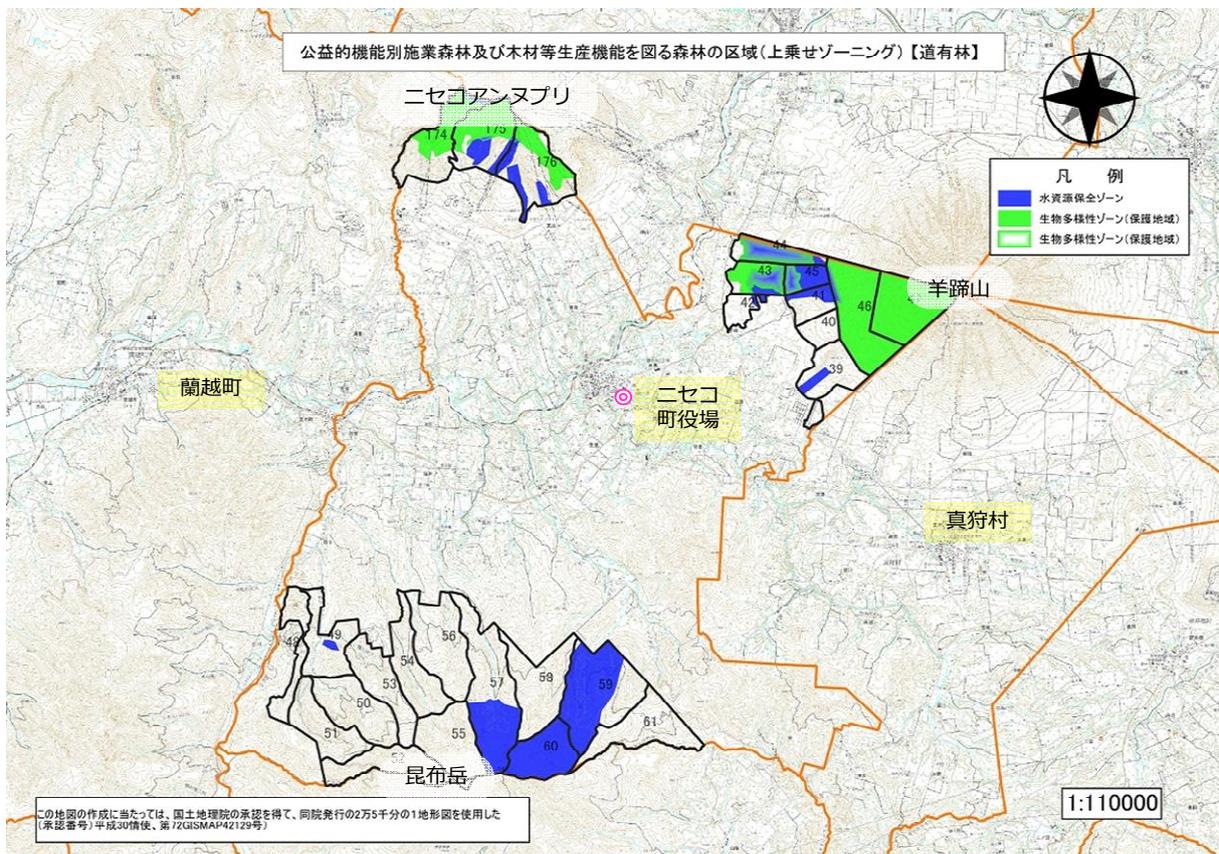
出典：ニセコ町森林整備計画書(令和5年4月1日策定)

図 2-14 森林整備計画概要図(一般民有林)



出典：ニセコ町森林整備計画書(令和5年4月1日策定)

図 2-15 森林整備計画概要図(道有林)



出典：ニセコ町森林整備計画書(令和5年4月1日策定)

図 2-16 森林整備計画概要図(道有林)

## 2. これまでの取組と課題

本計画策定に当たり、「ニセコ町森林ビジョン実行計画づくり会議」で出た意見や、過去に町が実施した「木材等の域内調達率向上へ向けた基礎調査」等の報告から、森林ビジョンの基本方針に関する現状と、ビジョン実現に向けた課題は以下のとおり整理されます。

### 基本方針1 森林環境の整備・保全

現状・課題	<p>【森林整備】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 私有林は、全森林所有者のうち5ha未満の小規模な森林所有者が約76%を占めます。その中には不在村所有者や所有者不明も含まれており、計画的かつ効率的な森林施業を進める障害となる場合もあります</li><li>・ 相続等の手続きがされていない森林が多く、相続されていても、所有者の森林への関心は必ずしも高いとは言えません</li><li>・ 森林の整備は、経済性だけでなく、環境や景観配慮の視点も必要です</li></ul> <p>【ゾーニング】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 近年、鳥獣害が増加しており、経済林<sup>22</sup>と環境林<sup>23</sup>の適正な配置が必要です</li></ul> <p>【リゾート開発】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ リゾート地である本町の特徴として、投機目的で森林を含む土地売買も多く、開発による森林の減少が懸念されています</li></ul>
-------	---

### 基本方針2 森林資源の利活用

現状・課題	<p>【生産体制】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ ニセコ町産材のニーズが増えていますが、町内に製材や乾燥などの加工のできる事業所が無く、地域産材の地域内利用は課題となっています</li><li>・ 今後、地域材の生産に向けては、一定の需要確保や、これに呼応するための安定生産体制の構築が必要です</li><li>・ 伐採木全てが効率よく活用される体制が必要です</li></ul> <p>【広葉樹の活用】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 本町を事業区域としている森林組合では主に針葉樹(カラマツ・トドマツ)を取り扱っていますが、広葉樹の活用は未だ道半ばの状況です</li></ul> <p>【地域材の高付加価値化】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 地域産材活用先として、現在、カトラリー木工体験キット、エッセンシャルオイルを製造する事業者が存在し、今後も価値の高い製品づくりが期待されています</li></ul>
-------	---

<sup>22</sup> **経済林** 経済的に利用することを目的とする森林、すなわち生産業の対象としての森林のこと。

<sup>23</sup> **環境林** さまざまな生活環境保全に寄与することを目的に管理、または維持されている森林のこと。

### 基本方針 3 事業者の育成

現状・課題	<p>【林業への関心】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 森林組合や、森林整備を行う団体や個人、高い知識や技術を保有する指導林家などが存在します</li><li>・ 地域での森林・林業への意識を高めるため、「モリビト講座」が開催されていますが、林業従事者は道外出身者が多く、町内で林業に関わろうとする人が少ないです</li><li>・ 林業専門学校等からの就業者は、確保できていません</li></ul> <p>【林業事業体の事業継続】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 町内には多様な林業事業体が存在し、当事業体が安定して事業を継続できる環境が必要とされています</li></ul>
-------	--

### 基本方針 4 森林空間の活用

現状・課題	<p>【空間利用事業の継続】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ ニセコのブランド力や環境教育等のニーズを受け、観光や教育旅行、施業体験などの実施がされており、今後は、事業性の検証など、持続可能な取組にする必要があります</li></ul> <p>【空間活用人材の育成・連携】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 町内の森林をガイドできる人材が少なく、育成が必要です</li><li>・ 森林空間の観光・ビジネス・文化・保健の活用は他産業事業者や専門人材との連携が必要とされています</li></ul>
-------	---

### 基本方針 5 情報の発信と参加

現状・課題	<p>【情報の発信】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 町内では多様な森林関連イベントが開催されています。このような取組をより広く発信する必要があります</li><li>・ 企業や団体等の植栽等社会貢献活動や研修の場として本町の森林は一定の認知度があり、このような団体と連携した森林への理解・保全活動、情報発信が期待されます</li></ul> <p>【木育<sup>24</sup>の継続】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 木育活動の一つとして実施される植栽活動は、その後の保育<sup>25</sup>までは実施されない事例が多く森林所有者の負担となっています。そのため、木育活動の持続的な仕組みづくりが必要です</li></ul>
-------	---

<sup>24</sup> **木育** 子どもをはじめとするすべての人が木を身近に使っていくことを通じて、人と、木や森とのかかわりを主体的に考えられる豊かな心を育むこと。

<sup>25</sup> **保育** 健全な森林を育成するために植林から伐採までの間に行う、下刈り、つる切り、除伐、間伐などの作業。

# 第3章 実行計画の目標と取組

## 1. 基本方針毎の目標

実行計画づくり会議では、「森林ビジョン」の基本方針別に、取組の内容や進捗、課題等が把握されました。これを踏まえ、5年後の姿である「変化の時代に、多様性をもって、共生し続ける道を追求する森林づくりへの第一歩を踏み出す」ための「目標」を基本方針毎に設けます。

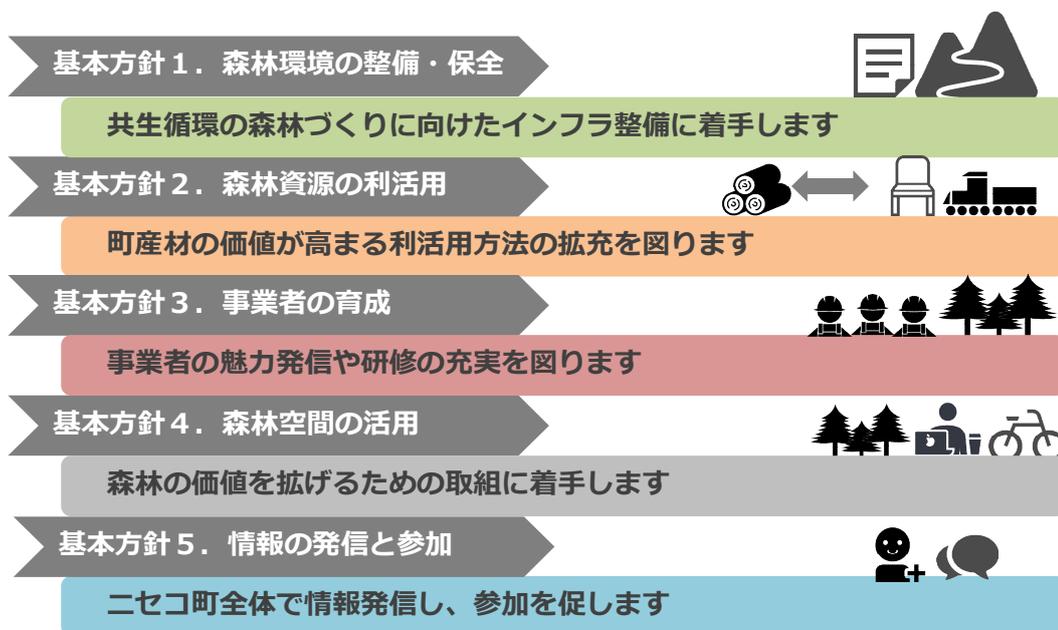


図 3-1 方針毎の目標

また、この5つの基本方針・目標はそれぞれに関係しあっています。基本方針1の森林環境の整備・保全で生産された木材は基本方針2で利活用され、基本方針1で整備された森林空間は基本方針4で活用されます。また、基本方針2や基本方針4の目的に応じ、基本方針1の森林整備・保全のあり方は変化します。さらに、これらを支えるために、基本方針3、基本方針5が位置付けられます。

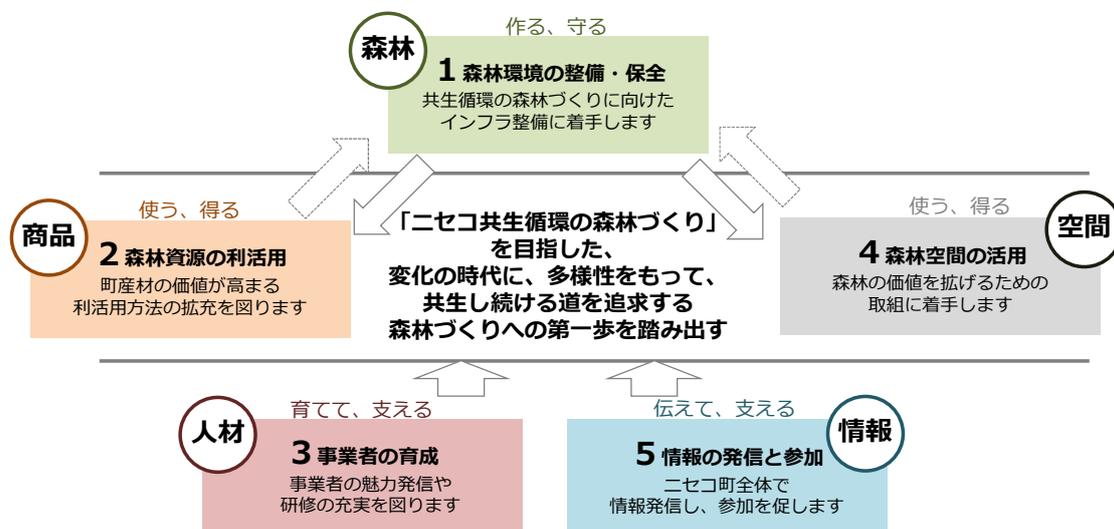


図 3-2 各基本方針・目標の関係イメージ

## 2. 基本方針毎の取組

### 基本方針1 森林環境の整備・保全

#### 背景

近年の地球温暖化による気候変動を要因とした豪雨や少雨などの観点から、森林に対しては、木材生産に加え、二酸化炭素の吸収による地球温暖化の防止をはじめ、山崩れや洪水などの災害の防止などの働きも期待されています。こうした森林の有する公益的機能<sup>26</sup>を持続的に発揮するためには、適切な森林整備が必要です。

一方で、本町では林業の担い手不足や森林所有者の森林管理への関心の薄れなどにより適切な森林整備が行われていない森林も多くあります。このため、森林の情報や路網などのインフラ整備や森林所有者の理解を深める取組が重要となります。

#### 50年後の姿

- 森林は、人々や多くの野生生物、風景や水資源を育み、互いに支え合う存在となっています
- 森林の位置付けや役割、法制、慣習などの変化に対応しながら、調和が図られた森林の育成と利用を行い、将来世代に引き継がれています



#### 20年後の姿

地域特性や利用状況に応じ、森林の管理が行われています



#### 10年後の姿

整備されたインフラを活用し、森林整備が進んでいます



#### 5年後の姿

- 所有者が施業に前向きになれます
- 森林整備の重要性を理解している所有者が増えています
- 町の財産である町有林の取組が理解されています

<sup>26</sup> 公益的機能 森林の有する多面的機能のうち、「林産物の供給」を除く機能のこと。

## 基本方針1 森林環境の整備・保全

### (1) 森林管理・整備に関するインフラの整備

#### 現状と課題

- ・ 森林の管理や整備は森林所有者が決定しますが、本町では、原野商法で細分化された森林が多いことやその影響などで不在村所有者が多く、必ずしも所有者の森林への関心は高くなく、森林整備が十分に進んでいない状況です。
- ・ こうした中、森林整備を進めるためには、森林所有者に対して森林整備の必要性について理解を促進することが必要なことから、適確な森林の情報を提供する必要があります。
- ・ しかし、現状では各行動主体がデータをそれぞれ保有しており、また、データと現況に齟齬が生じている場合も少なくないことから、データを一元化しつつ現況に更新していく必要があります。
- ・ 林業用の路網の整備は、円滑な森林整備に欠かすことができないことから、町ではこれまで一般民有林で5路線15.7kmの林道を整備してきました。
- ・ 今後、効率的な森林整備や森林経営計画<sup>27</sup>の作成促進に向けて、さらなる路網の整備を進めていく必要があります。

#### 具体的な取組

##### ① 森林に関するデータ収集・整理

町は、森林所有者の意向などを踏まえ、森林整備に活用できるデータを収集・整理します。データの収集・整理・活用はGIS導入などデジタル化を目指し、定期的に更新できる体制を徐々に構築していきます。

林業事業者は、必要な森林のデータを求められた場合、町へ提供します。

##### ② 施業情報や林況情報の整備

林業事業者は、森林所有者の協力のもと、現地調査などにより、実施する施業情報や現地の路網状況、樹種等の林況情報を更新し、森林関連データの整備を進め、変更に必要な報告を定期的に行います。

##### ③ 路網の整備による施業の推進

町は、木材の持続的・安定的な生産や効率的な森林整備を進めるため、道事業などを活用し、林業専用道<sup>28</sup>等の路網整備を段階的に進めます。

林業事業者は、路網開設に係る情報提供を受けた場合、近隣森林所有者への情報提供、森林施業の可否の判断、必要に応じて森林経営計画等への反映を検討します。

##### ④ 他地域での森林整備事例の収集・共有

町は、国の支援事業や森林環境譲与税<sup>29</sup>の活用事例等、地域での森林整備先進事例を収集・整理します。また、情報提供の依頼があった場合、速やかに林業事業者との共有化を図ります。

林業事業者は、町が把握していない活用事例などについて、情報提供を行います。

<sup>27</sup> **森林経営計画** 森林法に基づき森林所有者や森林所有者から森林の経営の委託を受けた者が、対象となる森林について、造林や伐採、森林の保全などに関してたてる5年間の計画。森林所有者等は、計画を作成し、市町村長の認定を受けることで、補助金制度や税制上の優遇措置を受けることができる。

<sup>28</sup> **林業専用道** トラック等により木材等を安全かつ効率的に運搬することが可能な自動車道のこと。

<sup>29</sup> **森林環境譲与税** 我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や近年多発する自然災害の防止を図るため、森林整備等の地方財源を安定的に確保する観点から令和元年度（2019年度）に創設された税制度。森林の整備を促進する取組に充てるために、国から都道府県や市町村に譲与されている。

	具体的な取組	ロードマップ					行動主体				
		R6	R7	R8	R9	R10	ニセコ町	林業事業者	森林所有者	町民	道
①	森林に関するデータ収集・整理						◎	○			○
②	施業情報や林況情報の整備						○	◎	○		
③	路網の整備による施業の推進						◎	○	○		○
④	他地域での森林整備事例の収集・共有						○	◎			

指標名	指標		5年後の姿
	現状	目標	
林道延長（一般民有林）	15,661m	18,331m	所有者が施業に前向きになれます

## 基本方針1 森林環境の整備・保全

### (2)森林整備推進に向けた理解促進

#### 現状と課題

- ・ 先述したとおり、森林の管理や整備は森林所有者が決定しますが、必ずしも所有者の森林への関心は高くなく、森林整備が十分に進んでいない状況です。
- ・ こうした中、森林整備を進めるためには、森林所有者に対して森林整備の必要性などについて理解を促進し、森林所有者から森林整備を行う意向が示された場合には、支援制度や適切な施業方法を提案していく必要があります。
- ・ 加えて、森林経営管理制度<sup>30</sup>など、新たな森林の経営や管理の在り方も検討する必要があります。
- ・ また近年、森林管理等の活動により達成されたCO<sub>2</sub>等の温室効果ガスの吸収量等を国がクレジットとして認証するJ-クレジット制度（49ページ参照）が注目されています。J-クレジット制度では、森林所有者が整備した森林で資金が得られることから、森林の持つ新たな価値として認識し、森林整備につながることを期待されています。

#### 具体的な取組

##### ①森林所有者等の理解促進

町は、森林所有者からの森林整備の意向が示された場合や、森林所有者が持つ疑問や要望に対し、気軽に相談できる森林管理の窓口等の設置を行うことで、所有者との対話機会の向上を図り、森林整備の必要性や森林経営計画作成への理解を促進します。森林整備にあたっては、森林環境譲与税や森林経営管理制度の活用を検討します。

林業事業者は、専門的な内容について、町のサポートを積極的に行います。

##### ②国や道の支援制度の共有

町は、森林整備や管理を促進するため、新規も含めた森林所有者への提案に必要な森林経営計画制度や、国や道の支援制度を共有して森林所有者のサポートを行います。また、国や道などに必要な理解や協力を求め、施策の推進に取り組みます。

林業事業者は、制度を理解・活用し、森林所有者に提案できるよう努めます。

##### ③環境に配慮した施業方法等の推進

林業事業者は、環境に負荷の少ない設備・機械の使用や、森林生態系に影響を与えづらい施業方法について情報収集を行います。取組可能な方法については積極的に取組を開始し、環境に配慮した手法等を普及し・定着させていきます。

町は、庁内連携などにより、経済発展と環境保護における森林の関わりについて学べる仕組みづくりに取り組みます。

##### ④森林吸収のクレジット化に関する検討

町は、適切な間伐<sup>31</sup>等の森林整備が地球温暖化の要因の一つである二酸化炭素を吸収させることを他の主体と共有します。また、森林における二酸化炭素吸収量のJ-クレジット<sup>32</sup>化を検討します。

<sup>30</sup> **森林経営管理制度** 森林経営管理法に基づき、自ら森林の経営管理を実行できない森林所有者の委託を受けた市町村が適切な森林管理を行う制度。

<sup>31</sup> **間伐** 林木の成長に伴い過密になった森林において、一部林木を伐採し密度を調整することにより、残した林木の健全な成長を促す作業。

<sup>32</sup> **J-クレジット** 省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用によるCO<sub>2</sub>等の排出削減量や、適切な森林管理によるCO<sub>2</sub>等の吸収量を「クレジット」として国が認証する制度のこと。

	具体的な取組	ロードマップ					行動主体				
		R6	R7	R8	R9	R10	二セコ町	林業事業者	森林所有者	町民	道
①	森林所有者等の理解促進	窓口の設置					◎	○			
②	国や道の支援制度の共有	支援制度の収集・共有					◎	○			○
③	環境に配慮した施業手法等の推進	手法の収集 発信 定着の推進					○	◎			
④	森林吸収のクレジット化に関する検討	クレジット化や吸収量算定方法の検討					◎				

指標名	指標		5年後の姿
	現状	目標	
森林所有者の理解促進	森林所有者への接触は意向調査など限定的である	森林所有者への接触は、相談窓口の設置により増加している	森林整備の重要性を理解している所有者が増えています。

## 基本方針1 森林環境の整備・保全

### (3) 町有林の整備推進

#### 現状と課題

- ・ 町有林は、人工林における齢級構成の偏りが大きく、森林整備が不安定となっていることから、平準化が必要になっています。
- ・ 森林整備は、その森林の持つ公益的機能を最大限発揮することが、その重要な役割の一つとして期待されており、目的により施業方法や目標林型<sup>33</sup>も変化します。一方で、最適な施業方法等を検討には、効果や工程での課題等の把握が必要となります。
- ・ 町有林は、町が比較的制約なく施業できる場であり、様々な施業方法を試験的に実施できる場としての活用が望まれます。

#### 具体的な取組

##### ① 町有林の整備

町は、町の財産である町有林において、林業の専門家等の意見を踏まえ、下刈り<sup>34</sup>や間伐など計画的な森林整備を実施していくとともに、齢級構成を平準化するため、標準伐期齢を超える場合や鳥獣害が多い場合は、人工林の再造林を検討します。

林業事業体は、町有林の取組を理解し、各事業への展開を検討します。

##### ② 施業方針の検討・検証

町は、森林の持つ公益的機能を木材生産と矛盾なく発揮させる森づくりを行うために、町有林の天然林に対する施業の方向性などを盛り込んだ施業方針を検討し、その検討結果を踏まえて、モデル事業を実施し、その効果を検証します。経済林では、木材の蓄積を高めるための施業方法の検討や、環境林では、生物多様性や土砂災害防止などの環境に配慮した施業方法を検討します。

林業事業体は、町有林の取組を理解し、各事業への展開を検討します。

	具体的な取組	ロードマップ					行動主体				
		R6	R7	R8	R9	R10	ニセコ町	林業事業体	森林所有者	町民	道
①	町有林の整備	●—————→ 町有林の整備					◎	○			
②	施業方針の検討・検証	●————→ 施業方針の検討		————→● 検証			◎	○			

指標名	指標		5年後の姿
	現状	目標	
町有林の情報発信	町の森林整備状況が周知されていない	町有林の森林整備状況が発信されている	町の財産である町有林の取組が理解されています

<sup>33</sup> **目標林型** どのような森林を育てたいのか、目指す森のイメージのこと。

<sup>34</sup> **下刈り** 植栽した苗木の育成を妨げる雑草やかん木を刈り払う作業。

## 基本方針 2 森林資源の利活用

### 背景

森林が適切に整備されるためには、森林が価値あるものとして取引されることや、森林の所有者が、森林整備の必要性を理解することが重要です。

木材は、住宅建材や家具など製品として利用されている間は、木材の中に炭素を固定することから、脱炭素の取組として木材利用が進められています。このようなニーズ等を掴み、森林を価値ある商品に変えていくことが必要です。

また、本町では、製材・乾燥を行う事業者が町内には存在せず、町産材のニーズがあっても調達が極めて困難な状況にあります。木材の持続可能な域内循環の実現に向けて、町内での生産体制を構築していくことも重要です。

### 50年後の姿

- 森林は、人々や多くの野生生物、風景や水資源を育み、互いに支え合う存在となっています
- 森林の位置付けや役割、法制、慣習などの変化に対応しながら、調和が図られた森林の育成と利用を行い、将来世代に引き継がれています



### 20年後の姿

森林がもたらす様々な資源が活用されています



### 10年後の姿

価値が高まった町産材が利用されつつあります



### 5年後の姿

- ・町産材のニーズが高まりつつあります
- ・町産材が無駄なく使われています
- ・身近な場所で木材が使われ、木材の良さが理解されています

## (1) 森林資源の価値を高めるための情報収集

### 現状と課題

- ・ 本町では、町内に製材や乾燥を専門的に行う事業所が立地していないことから、町産材の入手が容易ではありません。将来的な木材の域内流通に向けては、製材・乾燥・加工機能の整備や、川上<sup>35</sup>から川下までのサプライチェーン<sup>36</sup>の構築が必要となっています。
- ・ 一方で、持続可能な森林経営のためには、需要が一定量確保されていることも重要な要素であり、町産材の特性を把握し、市場での需要との円滑な流通を図る必要があります。

### 具体的な取組

#### ① 町産材の特性把握

町は、町産材の特性を客観的に把握するため、研究機関等へ町産材の評価試験を検討します。この試験結果を受け、ブランド化の可能性を検討します。

林業事業体は、伐採に係る場所又は試料の提供に協力します。

#### ② 地域材の供給体制の構築

町は、地域材のサプライチェーンに関連する林業事業体の連携を強化し、地域材に特化した供給体制の構築を目指します。また、供給体制の構築により、林業事業体と連携して川下事業者の要望に応じた地域材に関する入手情報を整理・発信し、地域材を入手できる環境を整えます。

林業事業体は、各事業で生産された木材の地域内供給に努めます。

#### ③ 商品開発事例や技術情報の収集

林業事業体は、価値の高い商品開発事例や開発のための技術情報を収集し、商品開発の円滑化を支援します。

町は、商品開発の相談を受けた場合などに林業事業体へ紹介します。

#### ④ 市場でのニーズ把握・集約を踏まえた商品化の推進

林業事業体は、町産材としての付加価値をつけて流通されることを目指し、川上側の事業者と製品市場や川下側の事業者のニーズを把握・集約し、円滑に流通を行うとともに、商品化の検討や試験生産を行います。

<sup>35</sup> 川上 森林所有者や、素材生産（丸太生産）、造林・保育作業をする林業事業者などの原料供給者。

川中 原木市場などの丸太の流通に関わる業者や、製材、単板・合板、チップ等の加工業者、製品市場・木材問屋等の木材製品の流通・販売に関わる業者、製材品等にプレカット加工を施すプレカット事業者などの製品製作者。

川下 建設会社・工務店・住宅メーカー、家具製造業者、バイオマス事業者などの需要者および最終製品の提供者等。

<sup>36</sup> サプライチェーン 製品の原材料や、部品の調達から販売に至るまでの一連の流れ。自社だけでなく、協力会社など他社をまたいで成り立っている。

	具体的な取組	ロードマップ					行動主体				
		R6	R7	R8	R9	R10	二セコ町	林業事業者	森林所有者	町民	道
①	町産材の特性把握	特性把握 → 結果とりまとめ					◎	○			
②	地域材の供給体制の構築	事業者連携体制構築					◎	○			
③	商品開発事例や技術情報の収集	事例等の収集					○	◎			
④	市場でのニーズ把握・集約を踏まえた商品化の推進	ニーズの把握 → 商品化検討 → 試験生産						◎			

指標名	指標		5年後の姿
	現状	目標	
町産材の特性把握件数	0件	3件	町産材のニーズが高まりつつあります

## (2) 森林資源の最大限の有効活用

### 現状と課題

- 現在、町内で伐採された木材の多くは森林内から搬出され、製材や薪等に加工されるなど適切に利用が進められています。一方で、搬出の採算性が見込めない切り捨て間伐材<sup>37</sup>、造材の際に発生する根株などは森林内に残されていますが、有効利用の可能性は不明であり、これらの実態把握や活用方法の検討、効率的な搬出により、森林資源を最大限有効活用することが望まれます。

### 具体的な取組

#### ① 未利用材<sup>38</sup>の効率的な活用の推進

町は、森林整備の際に森林内に残される林地残材等をはじめとした、現在、採算性が取れないなど、販路がない木材もすべて活用できるよう、未利用材の効率的な搬出事例の収集を行います。

林業事業者は、各事業における未利用材の情報を定期的に町へ提供するとともに、未利用材の販売先の検討を行います。

	具体的な取組	ロードマップ					行動主体				
		R6	R7	R8	R9	R10	二セコ町	林業事業者	森林所有者	町民	道
①	未利用材の効率的な活用の推進	●		●			◎	○			
		事例等の収集		未利用材活用の実践							

#### 5年後の姿

町産材が無駄なく使われています

<sup>37</sup> 切り捨て間伐材 間伐とは、林木の成長に伴い過密になった森林において、一部林木を伐採し密度を調整することにより、残した林木の健全な成長を促す作業であり、「切り捨て間伐材」はこの間伐後に木材を搬出せず、そのまま放置された間伐材のこと。

<sup>38</sup> 未利用材 本計画では、現在活用されていない林地残材、切り捨て間伐材などを指す。

## 基本方針2 森林資源の利活用

### (3)地域内の森林資源の有効活用

#### 現状と課題

- 町内で木材を使用することは、森林資源の循環利用につながり、林業や木材産業の成長産業化や地域活性化、雇用の創出を図る上でも重要です。また、森林が更新されることにより、二酸化炭素の吸収効果の増大や、水源涵養機能、災害防止機能などの他の公益的機能の発揮が期待され、地域材の需要の拡大による効果は少なくありません。
- このようなことから、本町においても、木材利用を一層促進し、町民や事業者に加え、来訪者にも地域材の良さを感じられる機会を創出することが必要とされています。

#### 具体的な取組

##### ①地域材利用推進方針<sup>39</sup>の改定・普及

町は、地域材利用推進のために整理した必要な情報を踏まえて方針を改定し、建築物を整備する事業者、林業事業者、木材製造業者等の関係者と連携しながら、地域における建築物の木造化<sup>40</sup>や木質化<sup>41</sup>など、木材の利用を推進します。

また、必要に応じて、方針の検証や見直しを行います。

##### ②町産材・木製品の使用

町は、林業事業者と連携し、幅広い分野での木材・木製品の使用を推進するため、施設の所管部署や関係団体に対して木材利用のメリットを感じてもらうための啓発を行うとともに、町民等利用者への木の良さを感じられる機会を創出します。

町民は、身近な場所で木材を利用するように努めることとします。

	具体的な取組	ロードマップ					行動主体				
		R6	R7	R8	R9	R10	二セコ町	林業事業者	森林所有者	町民	道
①	地域材利用推進方針の改定・普及	情報の整理		方針の改定	普及	◎					
					検証・見直し						
②	町産材・木製品の使用	町産材・木製品の使用					○	○		○	

指標名	指標		5年後の姿
	現状	目標	
地域材利用推進方針の改定・普及	地域材利用に対する理解はあまり進んでいない	地域材利用推進方針が改定され、地域材利用の理解が進んでいる	身近な場所で木材が使われ、木材の良さが理解されています

<sup>39</sup> 地域材利用推進方針 「脱炭素社会の実現に資する等ための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」第12条第1項に基づき、都道府県地域材利用推進方針に即して市町村で、建築物における木材の利用の促進に関する基本的な考え方を定めることができるもの。町では平成25年（2013年）4月に定めている。

<sup>40</sup> 木造化 建築物の構造耐力上主要な部分に木材を用いること。

<sup>41</sup> 木質化 建築物の内装や外壁等に木材を用いること。

### 基本方針3 事業者の育成

#### 背景

全国の林業従事者数は長期的に減少傾向で推移しています。また、林業従事者の高齢化率(65歳以上の割合)は、他の産業に比べて高い水準にあります。

本町の林業従事者は、過去20年間でその数は横ばい傾向にありますが、従来からその数は少ない状況にあります。そのため、今後、林業従事者の定着促進に向けて、段階的かつ体系的な研修等による林業従事者のキャリア形成や環境整備を進めることや積極的に森林・林業の魅力発信することが必要となっています。

#### 50年後の姿

- 森林は、人々や多くの野生生物、風景や水資源を育み、互いに支え合う存在となっています
- 森林の位置付けや役割、法制、慣習などの変化に対応しながら、調和が図られた森林の育成と利用を行い、将来世代に引き継がれています



#### 20年後の姿

森林の循環を支える産業が地域に根付いています



#### 10年後の姿

林業従事者が増加しています



#### 5年後の姿

- ・ 魅力を感じた林業事業体への就業や起業が増加しています
- ・ 林業従事者は技術が向上し、林業事業体へ定着しています

### 基本方針3 事業者の育成

#### (1)多様な事業体の取組や魅力の発信

##### 現状と課題

- ・ 全国的に林業などの人材不足や高齢化は進行している中、町ではこれまで、地域おこし協力隊<sup>42</sup>制度を活用し、町外から人材を受入れ育成してきました。引き続き、人材の拡充を図る必要があります。
- ・ 近年は、事業体によって働くスタイルも多様になっており、人材確保に向けては、多様な事業体の紹介や技術研修等の充実が求められます。
- ・ 森林資源の適切な循環利用や森林空間の利用に向けては、引き続き、人材確保や育成が重要になります。

##### 具体的な取組

###### ① 新規参入者の受入れ・定着促進

事業体は、国や道、町の制度等を活用し、本町の森林・林業に関心のある人材を積極的に受け入れるとともに、町内外の事業体や指導林家との連携により、初心者への研修や、より深い知識や技術、森林の多様な活用方法を学ぶための研修機会を提供し、従事者個々のレベルアップを図り、事業の展開を支援します。

町は、森林・林業分野で希望者があった場合は、地域おこし協力隊などの制度を活用し、選考の上、受け入れるとともに、研修の機会を提供します。

###### ② 多様な事業体の取組情報の発信

事業体は、北海道立北の森づくり専門学院<sup>43</sup>の学校説明会への参加や学生の施業体験などを通じて事業体の事業の目的や多様なワークスタイルなどをPRすることで、森林・林業等への幅広い理解を促し、就職先の一つとして認識してもらいます。

	具体的な取組	ロードマップ					行動主体				
		R6	R7	R8	R9	R10	二セコ町	林業事業体	森林所有者	町民	道
①	新規参入者の受入れ・定着促進	●—————▶ 参入者の募集					○	◎			
②	多様な林業事業体の取組情報発信	●—————▶ 情報発信						◎			

指標名	指標		5年後の姿
	現状	目標	
林業事業体従事者数	15名	18名	魅力を感じた林業事業体への就業や起業が増加しています

<sup>42</sup> **地域おこし協力隊** 都市地域から住民票を異動し、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこし支援や、農林水産業への従事、住民支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組。

<sup>43</sup> **北海道立北の森づくり専門学院** 令和2年(2020年)4月、旭川市に開校。林業・木材産業の幅広い知識と確かな技術を身に付け、将来的に企業等の中核を担う地域に根ざした人材を育成している。

基本方針3 事業者の育成

(2) 林業事業体育成に係る環境整備

現状と課題

- ・ 町内の一般民有林は不在村所有者が多いことや、森林面積が北海道内でも比較的小規模であること、森林所有者の関心が希薄であることなどから、林業事業体が設備投資に見合う事業量を確保することが困難な状況であるなど、様々な課題を有しています。
- ・ 森林整備の推進のためには、林業事業体が継続して事業を実施できる体制が必要であり、その経営基盤の強化や技術力の向上を支援していく必要があります。
- ・ また、町内には多様な林業事業体が活動しており、それぞれの特色を活かした連携・協力体制も重要であると考えられます。

具体的な取組

① 林業事業体への事業継続支援

町は、林業事業体が抱える経営課題を踏まえ、必要に応じて国・道による支援制度活用のサポートや、人材確保や育成につながる支援策を検討します。

また、林業事業体にとって設備投資が大きな負担となることから、重機や機材のリース、土場などの空間を一時的に貸出する等、初期投資を抑える仕組みづくりを推進します。

② 林業事業体間の連携

林業事業体は、森林所有者から依頼のある森林整備が円滑に行われるよう、他の林業事業体のそれぞれの得意分野や業務の稼働状況に応じて、人や機械などを融通するなど協力体制を構築します。

町は、林業事業体から相談を受けた際には相談窓口を案内します。

	具体的な取組	ロードマップ					行動主体				
		R6	R7	R8	R9	R10	二セコ町	林業事業体	森林所有者	町民	道
①	林業事業体への事業継続支援	●————→					◎				
		事業継続の支援									
②	林業事業体間の連携	●————→					○	◎			
		事業体間の連携									

指標名	指標		5年後の姿
	現状	目標	
林業事業体従事者数 (再掲)	15名	18名	林業従事者は技術が向上し、林業事業体へ定着しています

## 基本方針4 森林空間の活用

### 背景

これまで森林空間の利用は、特用林産物の生産の場などの経済的利用や森林浴やハイキングなどで地域の人々に利用されてきましたが、人口減少や高齢化に伴い、森に入る人が減ってきています。

そのような中で、近年「モノ消費からコト消費へ」といった価値観の変化や「働き方改革」、「健康投資」などにより、森林の持つ多面的機能を積極的に引き出し、キャンプやマウンテンバイク等のレジャーや森林セラピー等、健康づくり・研修の場として森林空間を活用するケースが増えています。

こうした状況から、これまで森林との関係が希薄であった産業とつながり、森林空間を様々な機会を活用することで、新たな事業としての収入や雇用の創出、森林の価値を高めることが期待できます。

### 50年後の姿

- 森林は、人々や多くの野生生物、風景や水資源を育み、互いに支え合う存在となっています
- 森林の位置付けや役割、法制、慣習などの変化に対応しながら、調和が図られた森林の育成と利用を行い、将来世代に引き継がれています



### 20年後の姿

森林がもたらす様々な資源が活用されています  
森林の循環を支える産業が地域に根付いています



### 10年後の姿

森林の価値を拡げる利活用の取組が継続しています



### 5年後の姿

- ・ 森林所有者が新たな価値を見出しています
- ・ 森林を活用する新たな産業が生まれています

## 基本方針4 森林空間の活用

### (1) 森林空間の価値を高める活用方法の創出

#### 現状と課題

- 本町は天然林面積が大きく、四季を彩る樹木や風景としての森林は、来訪者にとっての魅力の一つとなっています。この森林空間を活かし、各事業者により登山やトレッキングなどの森林空間を活用したアクティビティが開発されていますが、各プログラムへの参加だけにとどまるなど、経済効果も限定的と思われる。
- 今後は、教育などの他産業での活用も視野に入れ、目的に合わせた滞在型や継続型プログラムの立案など、森林の高付加価値化や持続可能な森林空間の活用へ着手していく必要があります。

#### 具体的な取組

##### ① 森林空間活用事例の収集・試験的实施

町は、森林空間活用の事例を収集し、本町の自然的特性や森林の特徴に合わせた森林空間の活用方法を検討するとともに、その結果を踏まえて、町有林において試験的に空間活用に向けた整備等を実施します。

林業事業者は、空間利用に関する整備方法について情報収集を行い、町内での空間整備時には協力するよう努めます。

##### ② 森林空間活用実績の収集・発信

林業事業者は、森林空間利用を実施している他の林業事業者や団体から空間活用実績を収集し、ニセコリゾート観光協会<sup>44</sup>等、他産業(観光・文化・教育・保健等)事業者への情報発信を行うとともに、新たな森林活用手法として森林所有者への認識を深め、森林活用への関心を高めるよう努めます。

町は、庁内連携し、他産業における情報収集に努めます。

	具体的な取組	ロードマップ					行動主体				
		R6	R7	R8	R9	R10	ニセコ町	林業事業者	森林所有者	町民	道
①	森林空間活用事例の収集・試験的实施						◎	○			
②	森林空間活用実績の情報収集と発信						○	◎			

指標名	指標		5年後の姿
	現状	目標	
森林空間の価値を高める活動情報	情報が分散している	情報が整理されHPなどで公開されている	森林所有者が新たな価値を見出しています

<sup>44</sup> **ニセコリゾート観光協会** ニセコ町とニセコ町民が50%ずつ出資して平成15年(2003年)9月に設立された全国で初めて株式会社化した観光協会であり、ニセコの持つ様々な資源を連携して、まちづくりをサポートしながら事業展開を行う。

基本方針4 森林空間の活用

(2)森林空間を活用するための環境整備

現状と課題

- 先述のとおり、森林空間の活用を持続的可能なものにするには、森林サービスの多様化や価値の向上が必要となりますが、一方で、本町の森林の特性に合ったものである必要もあります。そのため、森林内の地形、アクセスの簡便さや雰囲気など空間の特色に関する情報を整理し把握することが必要となります。
- また、プログラム実施へのノウハウや空間サービスの提供者など、関係者とのネットワークを構築し、森林空間を新たな産業として育てていく検討を行う必要があります。

具体的な取組

①エリア等の把握と検討

林業事業体は、森林空間を活用したキャンプやハイキング、体験型プログラム、生きものの観察、森林セラピー<sup>45</sup>、ビジネス向けのワーケーション<sup>46</sup>や研修など、様々なシーンに応じ、活用可能な森林空間を把握し、森林所有者へのアプローチを行います。

町は、林業事業体が行うプログラムの実施箇所の地理情報や実施情報を記録します。

②関連団体や専門家とのネットワーク構築

林業事業体は、森林空間活用に向けて、ニセコリゾート観光協会等、他産業(観光・文化・教育・保健等)事業者との連携や空間デザインを行う専門家とのネットワークを構築し、森林サービス産業<sup>47</sup>の創出を推進します。

町は庁内連携し、他産業における情報収集に努めます。

	具体的な取組	ロードマップ					行動主体				
		R6	R7	R8	R9	R10	ニセコ町	林業事業体	森林所有者	町民	道
①	エリア等の把握と検討						○	◎			
②	関連団体や専門家とのネットワーク構築						○	◎			

指標名	指標		5年後の姿
	現状	目標	
森林空間情報のマップ化	情報が分散している	情報が整理されマップ化されている	森林を活用する新たな産業が生まれています

<sup>45</sup> 森林セラピー 森の中で呼吸法やヨガを楽しむことで、心と身体の健康を維持・増進・予防する活動のこと。  
<sup>46</sup> ワーケーション ワーク(仕事)とバケーション(休暇)を組み合わせた造語で、国内外のリゾート地や帰省先、地方など、通常とは異なる場所で、休暇を楽しみつつ仕事をするという新しい働き方。  
<sup>47</sup> 森林サービス産業 森林空間が生み出す五感への恵み等を活用して、「健康」「観光」「教育」等に関する高付加価値サービスを提供する産業のこと。

## 基本方針 5 情報の発信と参加

### 背景

健全な森林環境の維持には、森林所有者を含め、これまで森林に関心の少なかった層にも森林の役割や機能、森林整備の必要性についての認識を深めることが重要になります。

本町には訪れた人々を魅了する美しい森林が存在し、多様な林業事業者、木工作家など森林・林業に係る個人・団体が存在しますが、町民が森林に入れる場所や、林業の活動に触れる機会は多くありません。多くの町民が森林と触れあうことができるような森林整備や、森林イベントなどによる機会の創出が求められます。

特に次世代を担う若い世代への森林・林業への関心は、将来、森林づくりの担い手として重要であり、教育機関や企業と連携した情報の拡散や木育プログラム等の森林体験学習の充実を図ることが必要となります。

### 50年後の姿

- 森林は、人々や多くの野生生物、風景や水資源を育み、互いに支え合う存在となっています
- 森林の位置付けや役割、法制、慣習などの変化に対応しながら、調和が図られた森林の育成と利用を行い、将来世代に引き継がれています



### 20年後の姿

森林の状況が町民に理解され、森林資源を活かした参加型の活動が行われています



### 10年後の姿

情報が浸透し、森林への関心が高まっています



### 5年後の姿

- ・ 情報発信の仕組みが構築され、町内外に魅力が発信されています
- ・ 森林や木材が身近なものとして利用が拡大しています

## (1)情報の集約と発信の強化

### 現状と課題

- 本町においては、地域で森林に親しむ機会や林業従事者との接点や、森林・林業を考える場はそれほど多くありませんでしたが、森林ビジョンの策定を機に、「まちづくり町民講座」などにおいて、町民の森林や林業への理解を深める機会を増やしています。また、町民や町外からの来訪者に対し、森林を学ぶ学習旅行等の森林関連プログラムを実施している事業体も存在します。
- 今後も、あらゆる世代や関心の異なる層へ森林に関する理解が行き届くよう、多様なコンテンツを充実させ、各ターゲットに合わせたニーズの把握や情報発信を継続して実施していく必要があります。
- 一方で、入林者の増加により、森林所有者の管理リスクが高まる恐れがあることから、森林の楽しみ方に対するルール・マナーの周知を行う必要があります。

### 具体的な取組

#### ① 町の森林の魅力や森林関係者の活動状況の発信

町は、森林や林業への関心を高めるため、森林の特徴や楽しみ方などを発信するとともに、森林を利用するルールやマナーを周知します。また、より身近な活動を実感するため、多様な森林関係者の町内での活動状況を発信し、森林ボランティア等、活動への参画者を増やしていきます。

林業事業体は、森林利用者へルールやマナーの徹底を図りながら各活動を実施し、また実施後にはその検証を行うとともに、他主体主催の活動へ積極的に参加します。

#### ② 町民や社会的なニーズの把握

林業事業体は、町民やニセコファン、観光客の森林・林業の関心を高めるため、森林に関するニーズの把握や提供情報の内容や発信手段を工夫し、森林・林業に関する活動への参加を促します。

町は、社会的な動向などについて把握し、林業事業体へ情報提供に努めます。

#### ③ 他業種団体との連携

林業事業体は、情報の需要者のすそ野を広げるため、多様な事業者や都市に立地する企業・団体などと連携した情報の発信やニーズの把握を行います。

町は、庁内連携し、他業種団体の情報を収集します。

	具体的な取組	ロードマップ					行動主体				
		R6	R7	R8	R9	R10	ニセコ町	林業事業体	森林所有者	町民	道
①	町の森林の魅力や森林関係者の活動状況の発信	●—————▶ 広報誌、HP、SNS等での情報発信					◎	○	○	○	
②	町民や社会的なニーズの把握	●—————▶ ニーズの把握・情報提供					○	◎			
③	他業種団体との連携	●————▶ 連携団体の検討		●————▶ 連携構築			○	◎			

指標名	指標		5年後の姿
	現状	目標	
森林の魅力や森林関係者の活動の発信	各団体が個別に発信されている	情報が集約されたHPやSNSなどで森林の魅力や森林関係者の活動が把握できる	情報発信の仕組みが構築され、町内外に魅力が発信されています

## (2) 森林への理解を深める活動

### 現状と課題

- ・ 本町においては、地域で森林に親しむ機会や林業従事者との接点や、森林・林業を考える場はそれほど多くありませんでした。
- ・ しかし、近年は、人が森林や木材製品に触れることを通して豊かな感性を育むと同時に、それぞれの立場で森林との関わりを考える「木育」が全国的に進められており、本町でも取組が徐々に進められています。
- ・ 町民が身近な生活の中で木に触れ、その良さを感じる機会や、本町が抱える森林の課題を共有する場を増やし、町全体で森林について考える気運を醸成していく必要があります。

### 具体的な取組

#### ① 森林づくりに関する会議の開催・運営

町は、森林ビジョンや本実行計画の趣旨を町民や林業事業体に浸透させ、森林ビジョン実現に向けた取組への協力者の増加や取組内容の確認、改善を行うため、森林づくりに関する会議を定期的に開催します。

林業事業体、森林所有者は会議に積極的に出席して自らの取組を発表するなど、会議運営に協力します。

#### ② 木育イベントの実施と参加

町は、林業事業体や森林・林業関係団体などと連携し、木育イベント<sup>48</sup>の企画・実施を継続的に進めていきます。

林業事業体は、木育イベントを実施し、参加者数の把握や効果検証に加え、他主体開催のイベントに参加することで本町の森林への関心を高めることに寄与します。

町民はイベントに参加し、本町の森林への関心を高めます。

#### ③ 木育を継続するための支援

町は、木育につながる活動を実施する団体を支援し、森林ガイドや道が認定する木育マイスター<sup>49</sup>を活用するなど、木育プログラム<sup>50</sup>のコンテンツの充実を図ります。

林業事業体は木育プログラムのコンテンツを充実させ、HP等で公表します。

#### ④ 町産材・木製品の使用(再掲)

町は、林業事業体と連携し、幅広い分野での木材・木製品の使用を推進するため、施設の所管部署や関係団体に対して木材利用のメリットを感じてもらうための啓発を行うとともに、町民等利用者への木の良さを感じられる機会を創出します。

町民は、身近な場所で木材を利用するように努めることとします。

<sup>48</sup> **木育イベント** 本計画では、森林や林業に関する啓発的要素を含む室内・屋外を問わず行われる木育の取組を言う。

<sup>49</sup> **木育マイスター** 北海道が認定する、木育を普及させる専門家のこと。令和6年(2024年)1月現在で369名の「木育マイスター」が認定されている。

<sup>50</sup> **木育プログラム** 本計画では、木育イベントで使用する教材や手順を記したものを言う。

	具体的な取組	ロードマップ					行動主体				
		R6	R7	R8	R9	R10	二セコ町	林業事業者	森林所有者	町民	道
①	森林づくりに関する会議の開催・運営	→ 会議の開催・運営 →					◎	○	○		
②	木育イベントの実施と参加	→ イベントの実施と参加 →					◎	○		○	
③	木育を継続するための支援	→ 支援の実施 →					◎	○			○
④	町産材・木製品の使用（再掲）	→ 町産材・木製品の使用 →					○	○		○	

指標名	指標		5年後の姿
	現状	目標	
木育イベントの実施回数（町実施分）	3回／年	3回／年	森林や木材が身近なものとして利用が拡大しています

# 第3章 実行計画の施策体系

実行計画の施策は、今後目指す10年後の姿、5年後の姿を描き、これを実現するために改善すべき課題や今後行うべき取組を踏まえ、以下のように設定しています。

50年後の姿
20年後の姿
10年後の姿
5年後の姿
目標
施策
具体的な取組

■ ■ 森林は、人々や多くの野生生物、風景や水資源を育み、互いに支え合う存在となつていきます。将来世代に引き継がれています

■ ■ 森林の位置付けや役割、法制、慣習などの変化に対応しながら、調和が図られた森林の育成と利用を行います。

基本方針1. 森林環境の整備・保全			
地域特性や利用状況に応じ、森林の管理が行われています	整備されたインフラを活用し、森林整備が進んでいます	(1)所有者が施業に前向きになれます (2)森林整備の重要性を理解している所有者が増えています (3)町の財産である町有林の取組が理解されています	共生循環の森林づくりに向けたインフラ整備に着手します
(1)森林管理・整備に関するインフラの整備 (2)森林整備推進に向けた理解促進 (3)町有林の整備推進			

基本方針2. 森林資源の利活用			
森林がもたらす様々な資源が活用されています	価値が高まった町産材が利用されつつあります	(1)町産材のニーズが高まりつつあります (2)町産材が無駄なく使われています (3)身近な場所で木材が使われ、木材の良さが理解されています	町産材の価値が高まる利活用方法の拡充を図ります
(1)森林資源の価値を高めるための情報収集 (2)森林資源の最大限の有効活用 (3)地域内の森林資源の有効活用			

基本方針3. 事業者の育成			
森林の循環を支える産業が地域に根付いています	林業事業者が増加しています	(1)魅力を感じた林業事業者への就業や起業が増加しています (2)林業従事者は技術が向上し、林業事業者へ定着しています	事業者の魅力発信や研修の充実を図ります
(1)多様な事業者の取組や魅力の発信 (2)林業事業者育成に係る環境整備			

基本方針4. 森林空間の活用			
森林がもたらす様々な資源が活用されています 森林の循環を支える産業が地域に根付いています	森林の価値を拡げる利活用の取組が継続しています	(1)森林所有者が新たな価値を見出しています (2)森林を活用する新たな産業が生まれています	森林の価値を拡げるための取組に着手します
(1)森林空間の価値を高める活用方法の創出 (2)森林空間を活用するための環境整備			

基本方針5. 情報の発信と参加			
森林の状況が町民に理解され、森林資源を活かした参加型の活動が行われています	情報が浸透し、森林への関心が高まっています	(1)情報発信の仕組みが構築され、町内外に魅力が発信されています (2)森林や木材が身近なものとして利用が拡大しています	二セコ町全体で情報発信し、参加を促します
(1)情報の集約と発信の強化 (2)森林への理解を深める活動			

具体的な取組	ロードマップ					行動主体				
	R6	R7	R8	R9	R10	二セコ町	林業事業者	森林所有者	町民	道
(1) ① 森林に関するデータ収集・整理	収集データの検討	森林データ収集・整理	デジタル化			○	○			○
② 施業情報や林況情報の整備	施業情報・林況情報の整備					○	○	○		
③ 路網の整備による施業の推進	路網整備	施業推進				○	○	○		○
④ 他地域での森林整備事例の収集・共有	事例の収集	事例の共有				○	○			
(2) ① 森林所有者等の理解促進	窓口の設置					○	○			
② 国や道の支援制度の共有	支援制度の収集・共有					○	○			○
③ 環境に配慮した施業手法等の推進	手法の収集	定章の推進				○	○			
④ 森林吸収のクレジット化に関する検討	クレジット化や吸収量算定方法の検討					○				
(3) ① 町有林の整備	町有林の整備					○	○			
② 施業方針の検討・検証	施業方針の検討	検証				○	○			

具体的な取組	ロードマップ					行動主体				
	R6	R7	R8	R9	R10	二セコ町	林業事業者	森林所有者	町民	道
(1) ① 町産材の特性把握	特性把握	結果まとめ				○	○			
② 地域材の供給体制の構築	事業者連携体制構築					○	○			
③ 商品開発事例や技術情報の収集	事例等の収集					○	○			
④ 市場でのニーズ把握・集約を踏まえた商品化の推進	ニーズの把握	商品化検討	試験生産			○				
(2) ① 未利用材の効率的な活用推進	事例等の収集	未利用材活用の実践				○	○			
(3) ① 地域材利用推進方針の改定・普及	情報整理	方針の改定	普及	検証・見直し		○				
② 町産材・木製品の使用	町産材・木製品の使用					○	○			○

具体的な取組	ロードマップ					行動主体				
	R6	R7	R8	R9	R10	二セコ町	林業事業者	森林所有者	町民	道
(1) ① 新規参入者の受入れ・定着促進	参入者の募集					○	○			
② 多様な林業事業者の取組情報の発信	情報発信					○				
(2) ① 林業事業者への事業継続支援	事業継続の支援					○				
② 林業事業者間の連携	事業者間の連携					○	○			

具体的な取組	ロードマップ					行動主体				
	R6	R7	R8	R9	R10	二セコ町	林業事業者	森林所有者	町民	道
(1) ① 森林空間活用事例の収集・試験的実施	事例収集	実施方法の検討	試験的実施			○	○			
② 森林空間活用実績の収集と発信	森林空間活用実績の収集	情報の発信				○	○			
(2) ① エリア等の把握と検討	森林空間情報の把握	空間情報の提供				○	○			
② 関連団体や専門家とのネットワーク構築	ネットワーク構築					○	○			

具体的な取組	ロードマップ					行動主体				
	R6	R7	R8	R9	R10	二セコ町	林業事業者	森林所有者	町民	道
(1) ① 町の森林の魅力や森林関係者の活動状況の発信	広報紙、HP、SNS等での情報発信					○	○	○	○	
② 町民や社会的なニーズの把握	ニーズの把握・情報提供					○	○			
③ 他業種団体との連携	連携団体の検討	連携構築				○	○			
(2) ① 森林づくりに関する会議の開催・運営	会議の開催・運営					○	○	○		
② 木育イベントの実施と参加	イベントの実施と参加					○	○		○	
③ 木育を継続するための支援	支援の実施					○	○			○
④ 町産材・木製品の使用(再掲)	町産材・木製品の使用					○	○			○

## 第4章 実行計画の推進にむけて

### 1. 各主体の役割と推進体制

本実行計画の推進は、森林ビジョンで示されるメンバーが、それぞれの立場から連携し、取組の実施へ協力することで推進します。町は、計画推進に当たり、これらメンバーの連携強化と参画者の輪を広げていきます。

### 2. 進捗管理

実行計画の実効性を担保するため、各施策に適切な指標を設け、5年後にビジョンの実現に向けて確実に一步を踏み出しているよう進捗状況を把握するとともに、社会情勢の変化等に適応し、適宜取組等の改善を図ります。

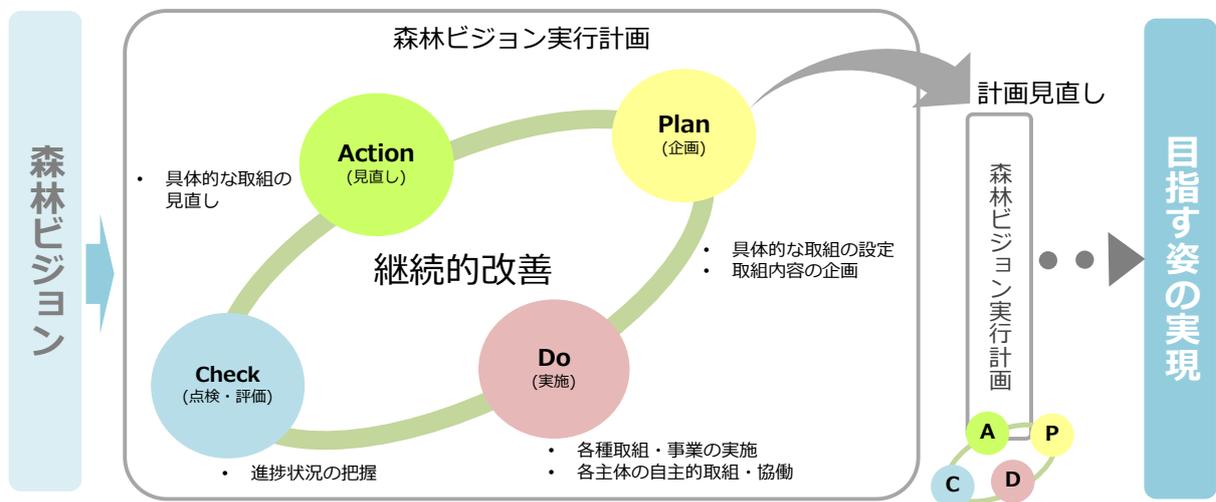


図 4-1 進捗管理

## 第5章 参考資料

### 3. ニセコ町森林ビジョン（概要版）



#### 1 策定の目的

水資源や土壌、生物多様性の保全、レクリエーション空間の提供、そして地球温暖化の防止など、多面にわたる機能を発揮している森林ですが、その前提として、木材などの利用を通じて森林が健全に維持・管理され、森林資源が循環的に利用されている必要があります。ニセコ町の森林は、総面積の67%を占める大切な地域資源ではありますが、その状況はどうなっているのか、町内で生産された木材はどこで利用されているのか、その機能は果たして十分発揮されているのか、意外に知らないことがたくさんあります。

一方、現在ニセコ町では林業・木材加工業従事者が少なく、将来的に建材などの需要が見込まれるにもかかわらず、木材などの循環的な利用は著しく低い状況にあります。他方、町は2020年7月に、気候非常事態を宣言し、2050年には地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすることを目指しています。温室効果ガスの排出抑制においては、森林の適切な管理の推進による二酸化炭素の吸収量についてその効果・役割が期待されるところです。

森林が健全に維持・管理され、森林資源を持続可能な形で地域経済の活性化・循環に結び付けていくためには、長期的な森林の将来像を見据え、森林の持つ公益的機能・多面的価値、あるいは「ニセコ町らしい森林づくり」のあり方などを町民・関係者・行政が議論・共有のうえ、まずは森林づくりの基本理念と方向性を示す必要があることからニセコ町森林ビジョン策定委員会を設置し、内容について審議し「ニセコ町森林ビジョン」を策定しました。

#### 2 ニセコ町の森林の課題

##### ■体系的継続的な森林整備が行われてこなかった

ニセコ町の町有林は、最近まで十分な管理施策が行われていなかったなど、計画的な森林整備がされていない状況であります。また、私有林においては原野商法による細分化された森林が点在し、その大半は地主不在や所有者不明であるため、森林の集約化や団地化が難しいという問題を抱えています。

##### ■ニセコ町産の木材が流通していない

計画的な森林整備・素材生産が行われてこなかったため、生産量も限定的です。こうした背景から、素材加工や製品加工を行う事業者が町内には存在せず、加工の過程で近隣町村の事業者、更には遠方の事業者へ搬出する必要があり、その過程で他産地の木材と混合して取り扱われてしまっています。ニセコ町産材として流通されてない為、建築や家具等の建築・製造過程においてニセコ町産木材のニーズがあっても調達が極めて困難な状況にあります。木材の持続可能な域内循環の実現に向けて、対応すべき課題となっています。

##### この課題を解決するには…

- 美しい景観を維持していく、未来につないでいくためにも森林を計画的に整備することが必要
- ニセコ町産木材に付加価値をつけて経済を循環させることが必要
- 地域が目指す目標を掲げ、一部の関係者に限らず、地域ぐるみで実現していくことが必要

私たちが目指すのは

# 「ニセコ共生循環の森林づくり」

「ニセコ共生循環の森林づくり」は、森林づくりの基本理念と方向性を示す森林づくりのビジョンです。長期の時間の流れの中で段階的な将来像を見据えるため20年後、50年後の将来像をそれぞれ掲げています。

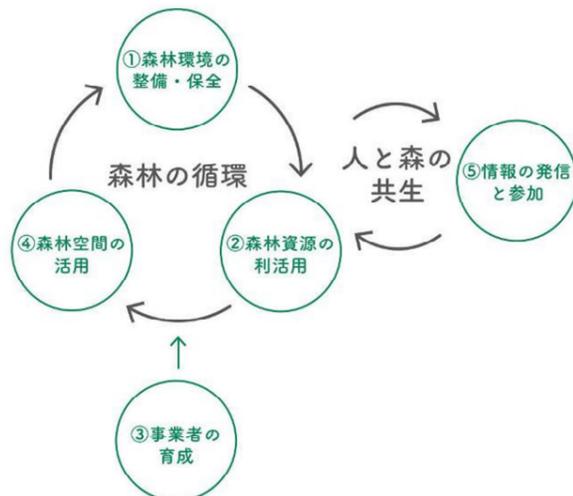
私たちの生活を支えてきた水や土壌、空気、景観の源である森林が、美しい森林として健在に保全・育成され、また、その森林資源が複合的に活用され、地域経済の循環とともに将来に継承され、互いに支え合う存在となっていくことが目標です。「ニセコ共生循環の森林づくり」の考えと未来への思いが、社会全体で広く、深く共有・認識され、将来世代に引き継がれていくことを目指していきます。

## 将来像



## 基本方針

「ニセコ共生循環の森林づくり」は5つの基本方針で考えています。この5項目は「森林の循環」「人と森の共生」の2つの輪で形成されており、それぞれの基本方針に取り組むことで、2つの輪が徐々に結び付き機能し、私たちが目指す森林づくりに近づいていきます。



### 1 森林環境の整備・保全

自然環境・産業構造を考慮し、林種・樹種に応じた適切な森林整備・素材生産の推進に取り組みます。国定・国立公園、保安林等の制限林や水源など地理や利用状況に応じた森林整備や保全を図り、二酸化炭素の吸収効果や生物多様性の保全など、将来を見据えた長期的な森林づくりを目指します。所有者不明土地・不在地主の問題顕在化に対し、経営管理の意向調査を進め、経営管理権の設定と、地域の事業者と協力した森林の整備を進めます。



### 2 森林資源の利活用

様々な地域周辺事業者と連携して、森林資源に付加価値を高める取組を推進します。また、地域の木材・林産物が、地域内でも利用される環境・体制の構築を支援し、地域経済循環の向上を目指します。



### 3 事業者の育成

地域特性や利用状況に応じて、林業・木材利用を地域内で持続させるために、事業者の育成と事業環境の整備を進めていきます。



### 4 森林空間の活用

森林の地域特性や利用状況に応じた、様々な森林空間の活用の創出・推進に取り組みます。



### 5 情報の発信と参加

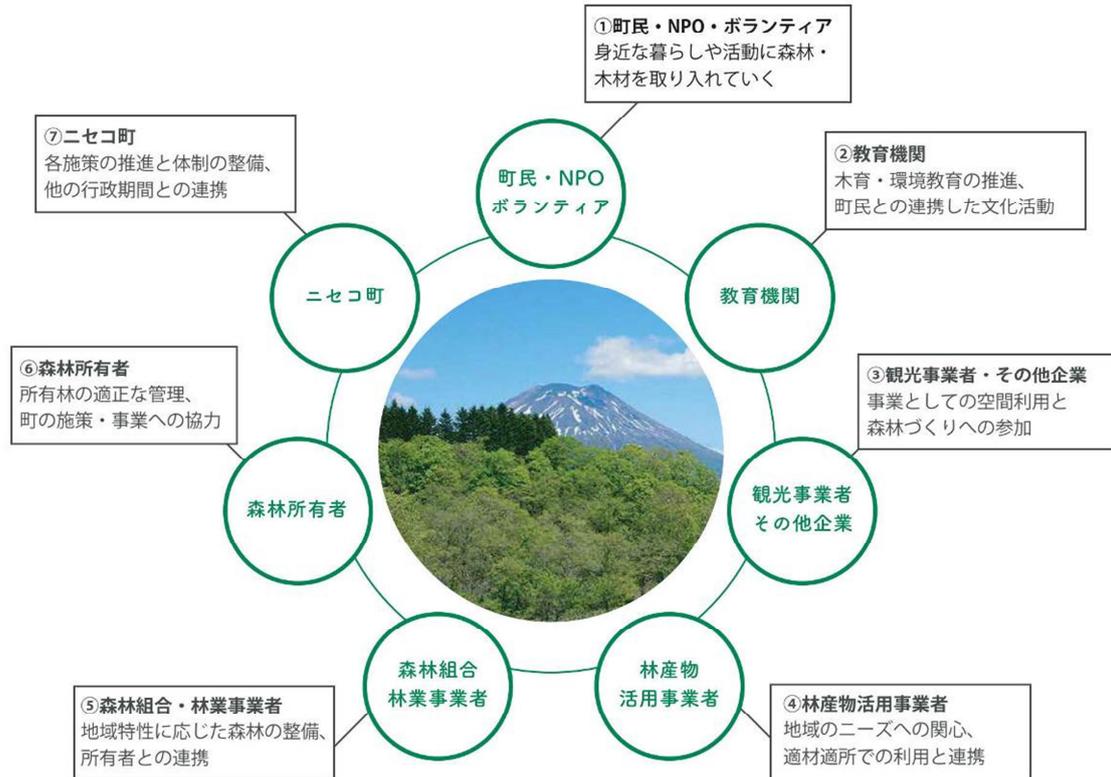
森林の整備や活用に関する情報を集約し、分かりやすい情報発信を行います。また、森林づくりや空間活用のあり方についての協議の場を作るとともに、町民や事業者など関係者が幅広く参加しながら、森への理解を深める活動に取り組んでいきます。



## ビジョン推進のために

### 1 各主体に求められる期待・役割

「ニセコ共生循環の森林づくり」のビジョンの実現に向けた取組を進めるためには、町、町民・NPO・ボランティア、教育機関、観光事業者・その他企業、林産物活用事業者、森林組合・林業事業者、森林所有者等のあらゆる人たちが、それぞれの立場から連携し、施策の実施のため協力していくことが重要です。



### 2 ビジョンの進め方

各主体・関係者が積極的にビジョン推進に関与できるよう、各々の関係する取組みについての状況や課題、計画などを共有するために、ニセコ町は「森林づくり町民会議」を設立・運営していきます。なお、「森林づくり町民会議」は、上記関係者だけ閉じられた会議ではなく、基本方針⑤「情報の発信と参加」で示す通り、町民など多様な人たちの森林への理解が深まるよう、広く公開し、参加を促進していきます。

#### ニセコ町森林ビジョン 一概要版一

発行日 | 令和3年7月

発行 | ニセコ町企画環境課自治創生係

〒048-1595 北海道虻田郡ニセコ町富士見5-5

TEL | 0136-44-2121 FAX | 0136-44-3500

MAIL | jichi@town.niseko.lg.jp

## 4. ニセコ町森林ビジョン実行計画づくり会議

### (1) ニセコ町森林ビジョン実行計画づくり会議規程

#### (設置)

第1条 ニセコ町の森林ビジョン実現に向けた取組を推進する実行計画を策定するため、ニセコ町森林ビジョン実行計画づくり会議（以下「会議」という。）を設置する。

#### (検討事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) ニセコ町森林ビジョン実行計画(以下「実行計画」という。)の内容に関する事。
- (2) 前号に掲げるもののほか、実行計画の策定に関して必要な事項に関する事。

#### (組織)

第3条 会議の委員は、次に掲げる各号の者で構成し、町長が委嘱する。

- (1) 林業関係者及び森林に関し識見を有する者 7人以内
  - (2) 前号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者
- 2 会議は、必要に応じて、オブザーバーを置くことができる。
- 3 会議は、必要に応じて、アドバイザーを招へいすることができる。

#### (任期等)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和6年3月31日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (役員)

第5条 会議に、委員長を置き、委員長はニセコ町副町長とする。

- 2 委員長は会議を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、農政課長がその職務を代理する。

#### (会議)

第6条 会議は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議長は、委員長がこれに当たる。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

#### (報酬)

第7条 委員は、無報酬とする。

#### (守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

#### (庶務)

第9条 会議の庶務は、農政課で処理する。

#### (委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は町長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この規程は、令和5年9月19日から施行する。
- 2 この規程の施行後、最初の会議は町長が招集する。
- 3 この規程は、令和6年3月31日限り、第6条第1項の規定にかかわらず、その効力を失う。

(2) ニセコ森林ビジョン実行計画づくり会議委員及びオブザーバー名簿

区分		所属等	氏名
委員長	行政	ニセコ町副町長	山本 契太
委員	森林組合	ようてい森林組合 代表理事組合長	有末 道弘
		南しりべし森林組合 参事	石見 重徳
	森林所有者	指導林家	大場 恒雄
		森林所有者	猪狩 一郎
	林業事業体	有限会社川原種苗 代表取締役	川原 与文
		株式会社ニセコ雪森考舎 取締役	加藤 正紘
	木育・ 林業事業体	合同会社 Hikobayu ディレクター	澤田 健人
オブザーバー	行政	後志総合振興局産業振興部 林務課長	名取 幸治
		後志総合振興局産業振興部林務課 森林整備係長	五十嵐 進
		後志総合振興局森林室 普及課長	横山 透

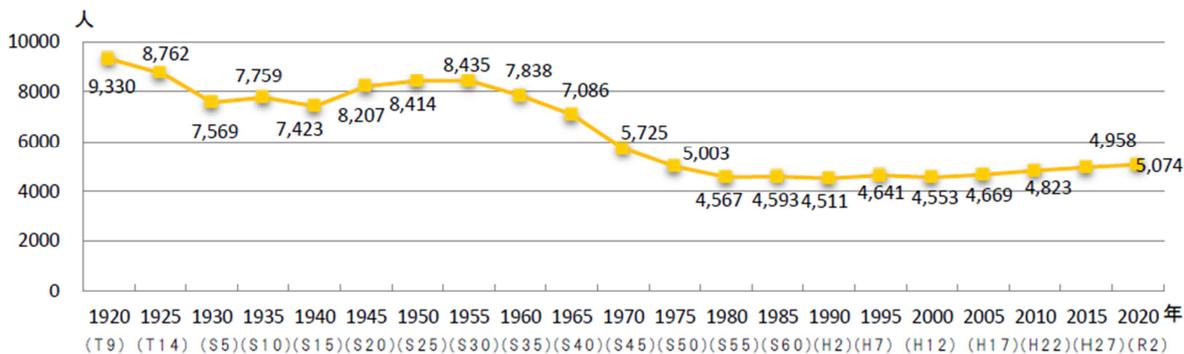
### (3) 計画策定までの過程

実施日	実施事項	実施内容
令和5年 9月25日	第1回実行計画づくり会議	・実行計画策定の趣旨 ・森林ビジョン基本方針毎の取組状況や課題の抽出
令和5年 10月18日	第2回実行計画づくり会議	・森林ビジョン基本方針毎の取組状況や課題の抽出
令和5年 11月17日	第3回実行計画づくり会議	・実行計画骨子案の施策体系、5年後のあるべき姿、目標の検討 ・目標達成に向けた取組内容の検討
令和5年 12月22日	まちづくり町民講座	・実行計画策定の趣旨 ・実行計画骨子案に対する意見交換
令和6年 1月18日	第4回実行計画づくり会議	・実行計画素案の検討
令和6年 2月22日	まちづくり町民講座	・実行計画素案に対する意見交換
令和6年 3月18日	第5回実行計画づくり会議	・実行計画案に対する意見交換

## 5. ニセコ町の社会動向

### (1) 人口動態

本町の人口は、全国的に過疎化が顕著化し始めた昭和35年(1960年)頃から減少し始め、昭和55年(1980年)には大正9年(1920年)の半分以下に落ち込みました。その後は、横ばい状況が続いていましたが、平成12年(2000年)以降は多くの市町村が人口減少にある中でも微増傾向が続いています。

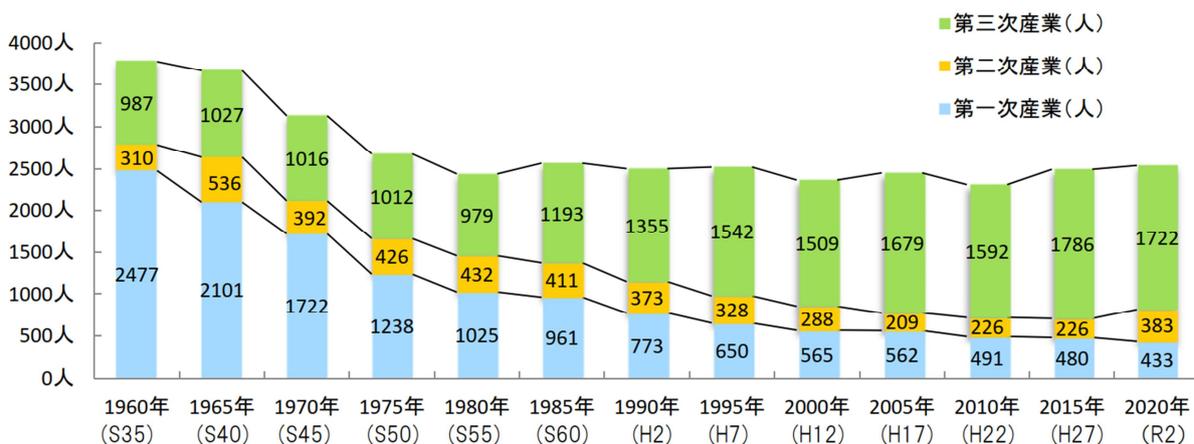


出典：ニセコ町統計資料「数字で見るニセコ」2023年5月版

図 5-1 人口の推移

### (2) 産業別就業人口

林業を含む第一次産業の就業人口は減少が続いています。これに対し、第三次産業では、昭和55年(1980年)まで横ばいの傾向から昭和60年(1985年)に増加し始め、現在は約7割を占めています。第二次産業では、令和2年(2020年)に増加しており、町内への企業設立や町外からの移転によるものと考えられます。

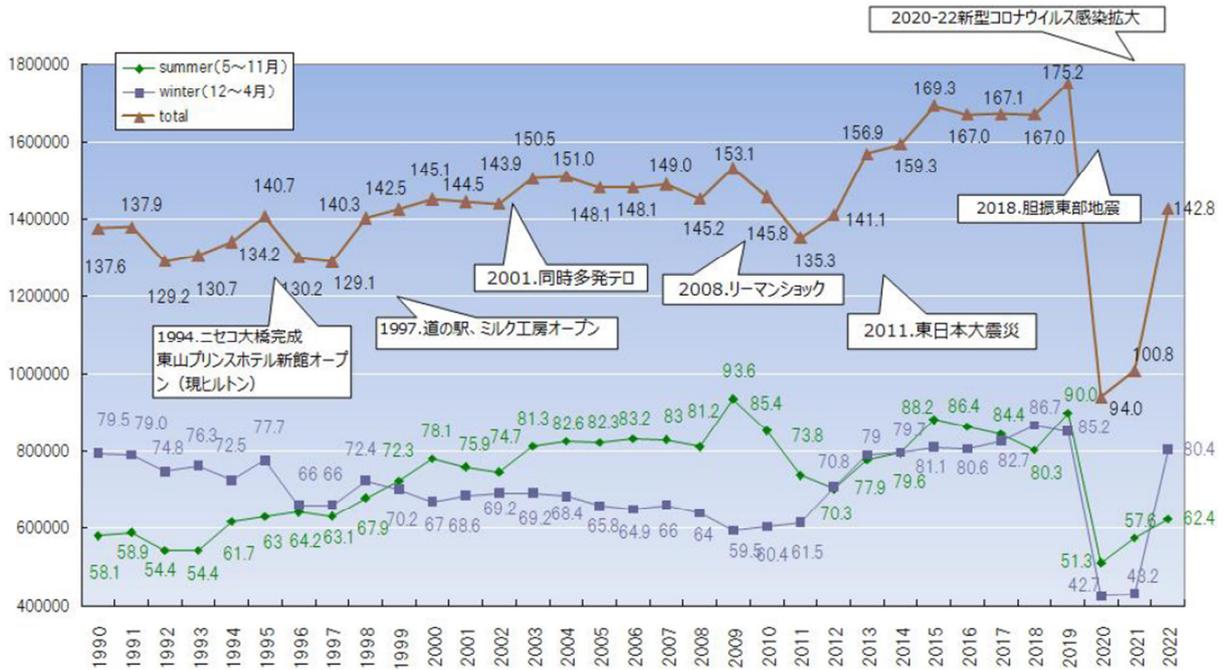


出典：ニセコ町統計資料「数字で見るニセコ」2023年5月版

図 5-2 産業別就業人口

### (3) 観光入込客数

本町の観光入込客数は、海外からの観光客や道の駅などの入込増加により年々その数は増加してきています。特に平成24年(2012年)頃から、冬場の来訪者が増加しており、本町の世界最高峰と言われるパウダースノーを楽しむウィンタースポーツや、ホスピタリティ溢れる周辺リゾートホテルでの滞在などが注目を浴び、年間を通じて観光客が訪れています。



出典：ニセコ町の観光客入込状況 令和4年度

図 5-3 観光入込客数の推移

## 6. 森林づくりに関する社会的動向

### (1) 森林の多面的機能の発揮

森林は、木材やきのこなどの林産物を生産する場となっていますが、この他にも、土砂災害等を防止する国土保全機能、渇水や洪水を緩和しながら、良質な水を地下に蓄え水を育む水源涵養機能、多くの生き物が生息する環境となる生物多様性保全機能など、私たちが安全で快適な生活を送るために欠かせない機能を有しています。そして、地球温暖化の課題に対しては、森林の二酸化炭素を吸収し酸素を生み出し地球環境を維持する地球環境保全機能が大きな役割を担っており、これらの森林が持つ様々な機能は「多面的機能」と呼ばれています。

森林の有する多面的機能を発揮するためには、適切な森林整備や計画的な森林資源の利用が不可欠ですが、林業の不振、山村地域の過疎化・高齢化により森林の手入れを行う地域住民が減少し、適切な森林整備等が行われていない箇所が見られます。

北海道の森林においても、森林の働きについて道民から大きな期待が寄せられており、こうした森林の有する多面的機能を持続的に発揮するための森林づくりが求められています。

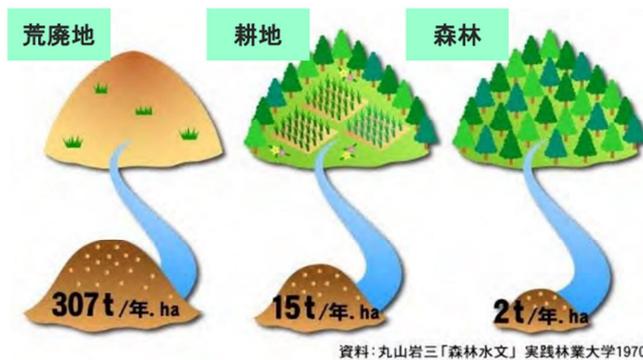


図 5-4 森林の国土保全機能  
(流出土砂量の比較)

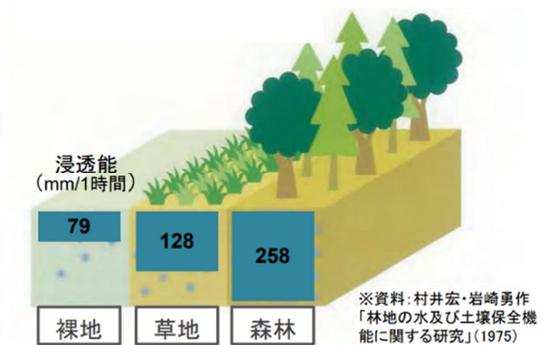


図 5-5 森林の水源涵養機能  
(水資源貯留機能の比較)

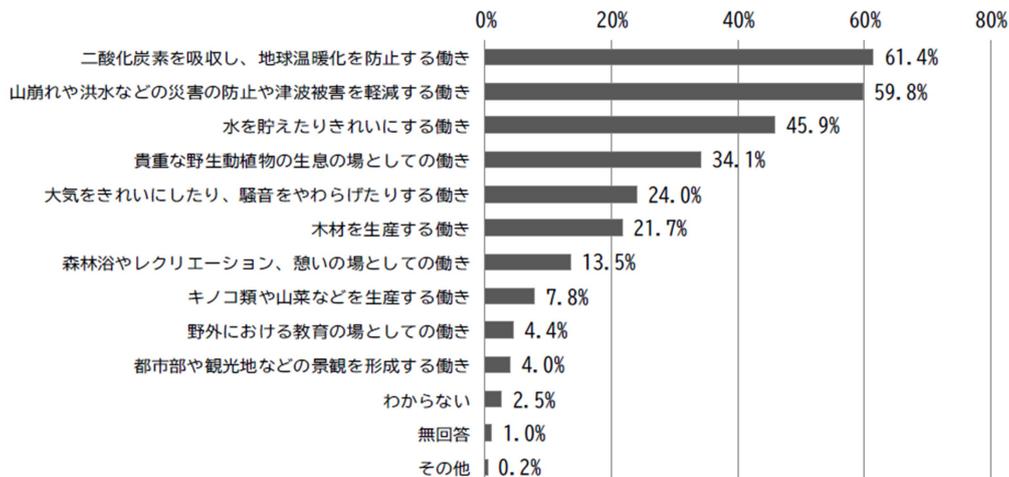


図 5-6 道民の森林に対する期待(令和3年度道民意識調査結果)

出典：北海道「森林づくり基本計画」

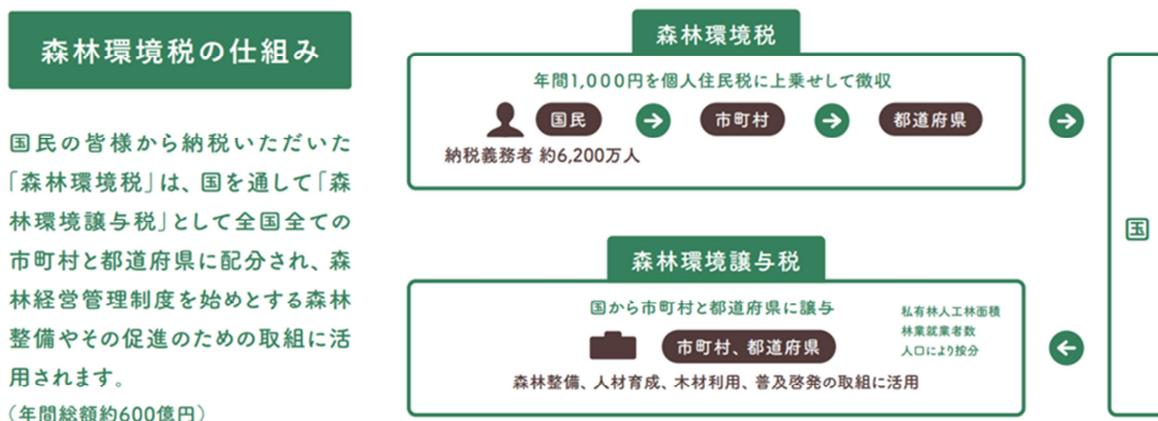
## (2)森林環境税・森林環境譲与税の活用

森林の有する公益的機能は、地球温暖化防止や国土の保全や水源の涵養等、国民に広く恩恵を与えるものである一方で、所有者や境界が分からない森林の増加、担い手の不足等が大きな課題となっています。

このような現状の下、平成30年(2018年)5月に成立した森林経営管理法を踏まえ、パリ協定の枠組みの下、日本の温室効果ガス<sup>51</sup>排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成31年(2019年)3月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立し、森林環境税及び森林環境譲与税が創設されました。

森林環境譲与税は、市町村においては、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充て、都道府県においては、森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用に充てるものとされています。

活用状況を用途別にみると、令和3年度(2021年度)は、全体の77%の市町村が間伐等の森林整備関係、30%の市町村が人材育成・担い手の確保、41%の市町村が木材利用・普及啓発となっています。本町でも、令和2年度(2020年度)から、森林環境譲与税を活用し、森林施業体制の強化や担い手育成を行っています。



出典：林野庁「森林環境譲与税等のPRパンフレット」

図 5-7 森林環境税の仕組み

表 5-1 ニセコ町の森林環境譲与税の活用実績

年度	事業
令和2年度	ニセコ中央倉庫群旧でんぷん工場室内木製遊具棟購入
令和3年度	森林計画クラウドシステム使用料
	北海道林業・木材産業人材育成支援協議会負担金
令和4年度	町有林作業路函渠設置工事
	森林計画クラウドシステム使用料
	北海道林業・木材産業人材育成支援協議会負担金
	地域林業会社出資金

出典：ニセコ町

<sup>51</sup> 温室効果ガス 温室効果をもたらす大気中に拡散された気体のこと。

### (3)J-クレジット制度の改正

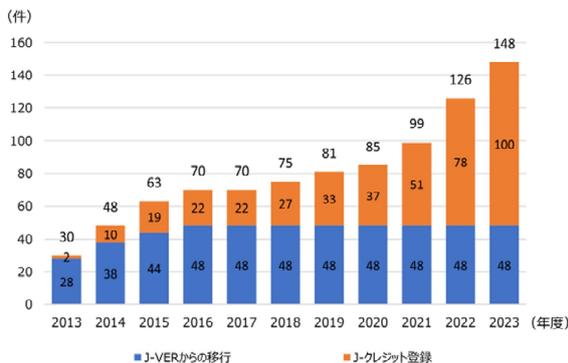
J-クレジット制度とは、省エネ・再エネ設備の導入により排出削減されたり、森林管理により吸収されたりした二酸化炭素等の温室効果ガスの量を認証し、認証分の「クレジット」を発行する国の制度です。近年、カーボンニュートラルを目指す上で、森林吸収系のクレジットは、重要性が認められる一方で、発行量はJ-クレジット全体の2%弱と少ない点が課題でした。

そのため、カーボンニュートラルの実現に向けて重要性が高まっている森林クレジットの創出拡大に向けて、J-クレジット制度が主伐・再造林の循環システム確立の後押しとなり、より利用しやすくなるよう、森林経営の長期的な時間軸を踏まえたルールが改正されました。

制度の見直しのうち森林プロジェクトに係る変更点は大きく分けて以下の3つです。

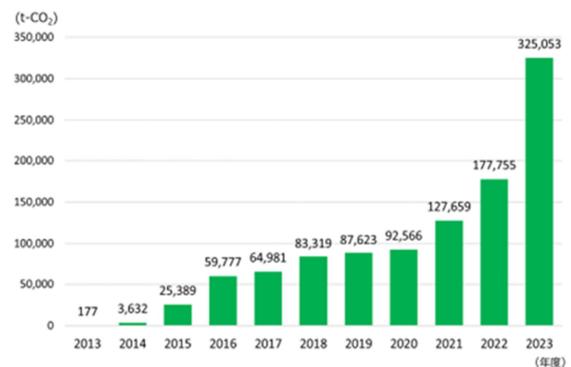
- ①認証対象期間が8年から16年へ延長
- ②森林経営活動の方法論の見直し
- ③再造林活動による吸収量を評価する方法論の新設

また、クレジットの取引を円滑にするため、経済産業省では、カーボン・クレジットの市場取引に関する実証事業として、令和4年(2022年)9月に、東京証券取引所への委託によりJ-クレジット制度による認証を受けたクレジットの同取引所における取引実証が開始されています。



(J-VERからの移行含む、2023年11月現在)

図 5-8 森林管理プロジェクト登録件数



出典：林野庁 HP「J-クレジット制度」

図 5-9 森林管理プロジェクトによるクレジット認証量の推移

#### (4)木材価格

令和3年度(2021年度)以降、米国や中国での木材需要の高まりや海上輸送の混乱等により、国内では輸入木材の不足・価格高騰が発生しました。また、輸入木材の代替として国産材の需要が高まり、道産材の製材品等の価格も令和3年(2021年)春から大幅に上昇しました。

令和4年度(2022年度)は、ロシアによるウクライナ侵攻後、欧州材の入荷が困難になるとの予測により引き合いが増加し、春先にかけて国内の輸入製材の港頭在庫が急激に増加しました。またインフレや円安などによる資材高騰が進む中で、国内の新設住宅着工戸数が減少しました。

こうした状況の中、丸太価格や製材価格は高値で推移しており、令和5年度(2023年度)に若干落ち着きましたが、依然として高値を維持しています。

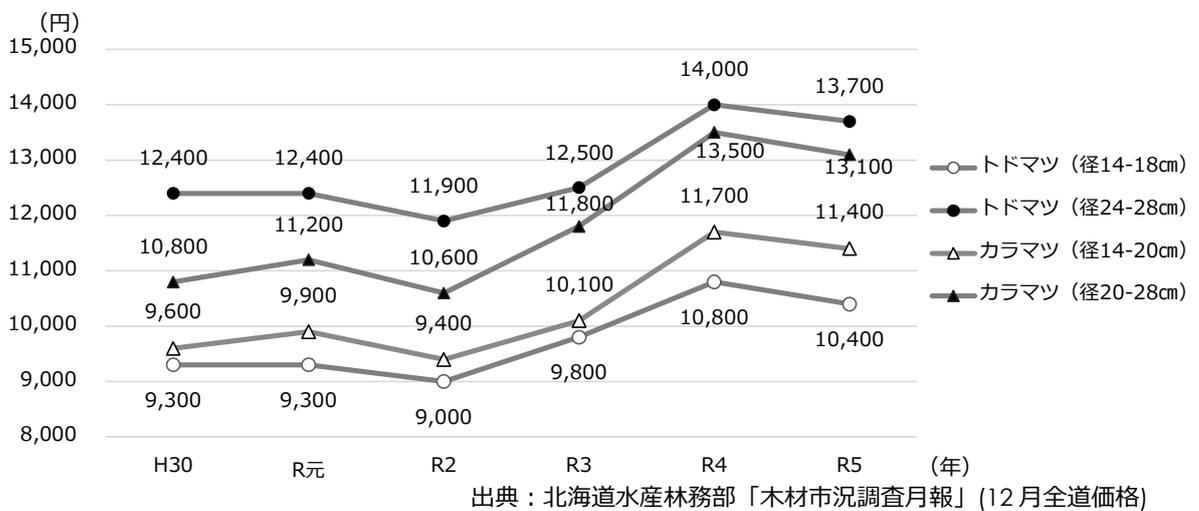


図 5-10 針葉樹丸太の価格

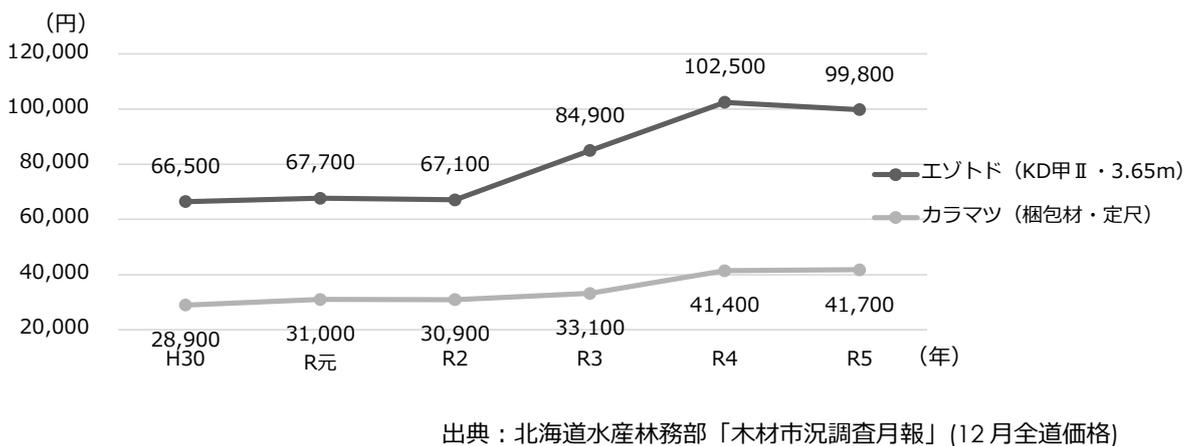


図 5-11 針葉樹製材の価格

# 用語集

## あ行

### 一般民有林

民有林のうち道有林を除いた森林で、市町村や個人、法人などが所有する森林のこと。

### 温室効果ガス

温室効果をもたらす大気中に拡散された気体のこと。とりわけ産業革命以降、代表的な温室効果ガスである二酸化炭素やメタンのほかフロンガスなど人為的な活動により大気中の濃度が増加の傾向にある。

## か行

### 川上

森林所有者や、素材生産（丸太生産）、造林・保育作業をする林業事業者などの原料供給者。

### 川中

原木市場などの丸太の流通に関わる業者や、製材、単板・合板、チップ等の加工業者、製品市場・木材問屋等の木材製品の流通・販売に関わる業者、製材品等にプレカット加工を施すプレカット事業者などの製品製作者。

### 川下

建設会社・工務店・住宅メーカー、家具製造業者、バイオマス事業者などの需要者および最終製品の提供者等。

### 環境林

さまざまな生活環境保全に寄与することを目的に管理、または維持されている森林のこと。

### 間伐

林木の成長に伴い過密になった森林において、一部林木を伐採し密度を調整することにより、残した林木の健全な成長を促す作業。

### 切り捨て間伐材

間伐後に木材を搬出せず、そのまま放置された間伐材のこと。

## 経済林

経済的に利用することを目的とする森林、すなわち生産業の対象としての森林のこと。

## 公益的機能

森林の有する多面的機能のうち、「林産物の供給」を除く機能のこと。

## 広葉樹

シラカンバ、ミズナラ、サクラなど、広く平たい葉を持った樹木。

## 国有林

国が所有する森林のこと。大半は林野庁の管轄だが、文部科学省、財務省などが管轄するものもある。

## さ行

### サプライチェーン

製品の原材料や部品の調達から販売に至るまでの一連の流れ。自社だけでなく協力会社など他社をまたいで成り立っている。

### J-クレジット

省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用によるCO<sub>2</sub>等の排出削減量や、適切な森林管理によるCO<sub>2</sub>等の吸収量を「クレジット」として国が認証する制度のこと。

## 下刈り

植栽した苗木の育成を妨げる雑草や灌木を刈り払う作業。

## 植栽

苗木を植え付けること。

## 人工林

更新・植栽段階を人為的に行い成立した森林。全森林面積のうち、日本では約40%、北海道では約27%を占める。

## 針葉樹

トドマツ、カラマツなど、細かくとがった葉を持った樹木。

## 森林環境譲与税

我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や近年多発する自然災害の防止を図るため、森林整備等の地方財源を安定的に確保する観点から令和元年度（2019年度）に創設された税制度。森林の整備を促進する取組に充てるために、国から都道府県や市町村に譲与されている。

## 森林経営管理制度

森林経営管理法に基づき、自ら森林の経営管理を実行できない森林所有者の委託を受けた市町村が適切な森林管理を行う制度。市町村は、林業経営に適した森林については林業経営者に経営を再委託するほか、経営に適さない森林については市町村自らが管理を行う。

## 森林経営計画

森林法に基づき森林所有者や森林所有者から森林の経営の委託を受けた者が、対象となる森林について、造林や伐採、森林の保全などに関してたてる5年間の計画。

森林所有者等は、計画を作成し、市町村長の認定を受けることで、補助金制度や税制上の優遇措置を受けることができる。

## 森林サービス産業

森林空間が生み出す五感への恵み等を活用して、「健康」「観光」「教育」等に関する高付加価値サービスを提供する産業のこと。

## 森林生態系

樹木を中心とする多くの植物や、その環境に生きる様々な動物や微生物によって構成されるシステムのこと。

## 森林整備計画

地域森林計画の対象となる民有林が所在する市町村が5年ごとに作成する10年間の計画であり、町における森林関連施策の方向や森林所有者が行う伐採や造林等の森林施業に関する指針等を定めるもので、適切な森林整備を推進することを目的とするもの。町では令和5年（2023年）4月1日始期の計画を定めている。

## 森林セラピー

森の中で呼吸法やヨガを楽しむことで、心と身体の健康を維持・増進・予防する活動のこと。

## 森林調査簿

森林の所在地や所有者、面積や森林の種類などの森林に関する情報を記載した台帳のこと。

## 水源涵養

森林は、裸地や草地よりも深く土壌を形成する。この土壌が降水を一時的に貯留し、河川へ流れ込む量を平準して洪水を緩和するとともに、その水質を改善する機能のこと。

## 生物多様性

遺伝子・生物種・生態系それぞれのレベルで多様な生物が存在していること。

## た行

### 多面的機能

水源涵養、国土保全機能、地球環境保全機能など、森林がもつ様々な機能のこと。

### 地域おこし協力隊

都市地域から住民票を異動し、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこし支援や、農林水産業への従事、住民支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組。

### 地域材利用推進方針

「脱炭素社会の実現に資する等ための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」第12条第1項に基づき、都道府県地域材利用推進方針に即して市町村で、建築物における木材の利用の促進に関する基本的な考え方等を定めることができるもの。町では平成25年（2013年）4月に定めている。

### 蓄積

樹木の体積のこと。

### 天然林

成立過程が主として自然の力による森林。厳密には人の手が全く入っていない森林を指すが、伐採や苗木の植栽等、人の手が入っても、

成立の過程が主として自然の力による森林も、天然林と呼ぶことがある。

## 道有林

北海道が所有し、整備及び管理をしている森林のこと。道有林の面積は北海道全体で約 61 万 ha。

## な行

### ニセコ町森林ビジョン

町の森林施策に関する指針を担うもので、目指すべき将来像や取組の方向性を示したもの。

森林ビジョンでは、20 年後、50 年後の本町において理想とされる森林の将来像を想定しつつ、今後の基本的な方向性を示している。

## は行

### 不在村所有者

山林の所在地と山林保有者の居住地が同一市区町村内でない所有者のことをいう。

## 保育

健全な森林を育成するために植林から伐採までの間に行う、下刈り、つる切り、除伐、間伐などの作業。

### 北海道立北の森づくり専門学院

令和 2 年（2020 年）4 月、旭川市に開校。林業・木材産業の幅広い知識と確かな技術を身に付け、将来的に企業等の中核を担う地域に根ざした人材を育成している。

## ま行

### 未利用材

本計画では、現在活用されていない林地残材、切り捨て間伐材などを指す。

## 木育

子どもをはじめとするすべての人が木を身近に使っていくことを通じて、人と、木や森とのかかわりを主体的に考えられる豊かな心を育むこと。

### 木育イベント

本計画では、森林や林業に関する啓発的要素

を含む室内・屋外を問わず行われる木育の取組を言う。

## 木育プログラム

本計画では、木育イベントで使用する教材や手順を記したものを言う。

## 木育マイスター

北海道が認定する、木育を普及させる専門家のこと。令和 6 年（2024 年）1 月現在で 369 名の「木育マイスター」が認定されている。

## 木質化

建築物の内装や外壁等に木材を用いること。

## 木造化

建築物の構造耐力上主要な部分に木材を用いること。

## 目標林型

どのような森林を育てたいのか、目指す森のイメージのこと。

## ら行

### 林業専用道

トラック等により木材等を安全かつ効率的に運搬することが可能な自動車道のこと。

## 林齢

森林の年齢。人工林では、苗木を植栽した年を 1 年生とし、以後、2 年生、3 年生と数える。

## 齢級

林齢を 5 年の幅でくくった単位。苗木を植栽した年を 1 年生として、1～5 年生を 1 齢級と数える。

## 路網

森林内にある公道、林道、作業道の総称、又はそれらを適切に組み合わせたもの。

わ行

### **ワーケーション**

ワーク（仕事）とバケーション（休暇）を組み合わせた造語で、国内外のリゾート地や帰省先、地方など、通常とは異なる場所で、休暇を楽しみつつ仕事をするという新しい働き方。

令和6年(2024年)3月

発行 二セコ町役場

〒048-1595

北海道虻田郡二セコ町字富士見 55 番地

TEL : 0136-44-2121

FAX : 0136-44-3500

Email : [nousei@town.niseko.lg.jp](mailto:nousei@town.niseko.lg.jp)